

平成25年第1回土別市議会定例会会議録(第2号)

平成25年3月12日(火曜日)

午前10時00分開議

午後 3時05分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(19名)

副議長	1番	岡崎治夫君	2番	十河剛志君
	3番	松ヶ平哲幸君	4番	渡辺英次君
	5番	丹正臣君	6番	粥川章君
	7番	出合孝司君	8番	伊藤隆雄君
	9番	谷口隆徳君	10番	国忠崇史君
	11番	小池浩美君	12番	菅原清一郎君
	13番	井上久嗣君	14番	岡田久俊君
	15番	田宮正秋君	16番	遠山昭二君
	17番	山居忠彰君	18番	斉藤昇君
議長	19番	神田壽昭君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	鈴木久典君	市民部長	三好信之君
保健福祉部長	池田文紀君	経済部長	林浩二君
建設水道部長	小山内弘司君	朝日総合支所長	高橋哲司君
市立病院 院長	吉田博行君		

教育委員 会長
尾崎 学 君

教育委員 会長
安川 登志男 君

教育委員 会長
生涯学習部
石川 誠 君

農業委員 会長
松川 英一 君

農業委員 会長
農務局
秋山 照雄 君

監査委員
三原 紘隆 君

監査委員 局長
高岩 淑通 君

事務局出席者

議会議務局長
藤田 功 君

議会議務局長
議務課
浅利 知充 君

議会議務局幹事
岡崎 忠幸 君

議会議務局幹事
議務課主任
御代田 知香 君

議会議務局主任
榎木 孝士 君

(午前10時00分開議)

議長(神田壽昭君) ただいまの出席議員は全員であります。これより本日の会議を開きます。

議長(神田壽昭君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(藤田 功君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

議長(神田壽昭君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は12名であります。あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。

2番 十河剛志議員。

2番(十河剛志君)(登壇) おはようございます。

平成25年第1回定例会に当たり、通告に従い、一括での一般質問を行います。

先月、天塩岳において、スノーモービルでの遭難により亡くなられるような事故が起きました。深い悲しみと、改めて冬山の怖さを感じたところでもあります。亡くなられた方の御冥福をお祈りいたします。この件に関しましては、後日、国忠議員と粥川議員が質問いたしますので、事故の検証と今後の対策も含め、お任せしたいと思います。

1つ目の項目は、観光について何点が質問いたします。

まず、1つに、北海道日本ハムファイターズ2軍公式戦とあわせたイベントの開催について質問いたします。

今年の1月29日にイースタンリーグ公式戦の試合日程が発表になり、正式に7月27日13時から土別市ふどう球場での北海道日本ハムファイターズ対東京ヤクルトスワローズのイースタンリーグの試合が決まりました。公式戦誘致には誘致の会や多くの商店街、飲食店などの皆様がポスター掲示に協力していただき、また多くの市民の皆様に日ハム2軍公式戦の誘致に御協力いただきましたことに感謝申し上げます。

日ハム関係者の話では、土別の国道を通過する際にも商店街を含め各施設に公式戦誘致のポスターを多く目にして、土別市の公式戦誘致に対する市民の盛り上がりを感じたと聞きました。土別市も牧野市長を初め教育委員会の方々には公式戦が決まり、ふどう球場の整備や子ども観戦事業などの要望に素早い対応をしていただき、大変感謝しているところでもあります。

北海道での公募による日ハム2軍公式戦開催は平成23年から始まり3年目を迎え、今年応募した市町村は8市町村と聞いております。今年の公式戦4試合は土別を皮切りに、滝川市、黒松内町、札幌市円山となっており、土別以外の開催地は2回以上開催している市町村となっております。今回の土別開催を成功させることにより、三、四年に1回のペースで土別に呼べる

のではないかと考えております。そのためには実行委員会組織を充実させ、綿密な計画と各団体や市民の皆様の御協力をいただき、円滑な大会運営をしなければならないと考えております。

また、2軍公式戦には市内外合わせて3,000から4,000名の多くの集客が見込まれますので、あわせて土別市や近郊市町村をPRするようなイベントを開催することで地域発展にもつながるのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

昨年の第2回定例会でも道北観光連盟などのイベントを融合させる物産展や一品グルメ、B級グルメ、食ベマルシェのようなイベントをしてみたいかかと質問させていただきましたところ、日ハム2軍の公式戦が土別で開催される場合には、道北観光連盟が主催する一品ぐるめ市をこの公式戦にあわせて招致することは可能と考えますと答弁しておりますし、今年カレーサミットが土別で行うことにもなっており、このようなイベントを同時に開催することは、交流人口の拡大や土別市のPRにもつながり、大きな経済効果を生むと考えられます。ぜひ土別市として積極的な行動をお願いしたいと思います。

次に、観光の要望について質問いたします。

今年スノーモービルランドin土別でのゴルフ場コースの利用者数は774名、ゴルフ場コースの現金売り上げ219万250円で、昨年より利用者数で54%、現金売り上げで80%増加しております。増加の理由につきましては、今後検証していかなければならないと思いますが、今のゴルフ場コースでこの人数のお客様に利用してもらうには、30分から40分待ちの時間ができてまいります。

待っているお客様とお話する中で、スノーモービルランドについても土別市の観光についてもいろいろな御意見や御要望を聞かせていただきました。

1つ紹介させていただきますと、スノーモービルランドの雲と羊の丘コースの入り口にある雪山をなくすことはできないのかと、雪山があることで、施設の1階にある休憩室から子供の様子もうかがえない、寒い中外で待たなくてはならないと言われました。私もスノーモービルランド運営委員会の一員ですが、実際に現地を見て、確かに雪山が邪魔しており、チューブ滑りやスノーモービルを楽しむ場合でも雪山を越えていかねばならず、お客様のことを思えば排雪すべきだと思い、私自身反省させられたところでもあります。

観光に来られた方や利用されるお客様の目線で各種の事業を行わなければならないのですが、長年同じ事業を行っている利用者との見方や感じ方が違ってしまわないのでしょうか。お客様の声をもっと聞くことが必要であり、お客様の意見や要望に応えることがお客様に喜んでもらえる事業になるのではないのでしょうか。

羊飼いの家では、入口と休憩室の間に市民の声ボックスがあります。観光施設には市民の声ボックスを利用して市民の方も地方の方にも御意見や御要望が聞けるようにしてはいかがでしょうか。

現在市民の声ボックスは市内25カ所に設置しておりますが、鍵もついておりませんし、開封も管理も各施設に任されています。市民の生の声を聞くのであれば施設し、市が管理すべきだ

と考えますが、いかがでしょうか。市が管理し、所管部署に内容をフィードバックして対応することが市民の声ボックスのあり方だと思いますし、現在設置している25カ所のうち13カ所は市外の方も利用される施設です。市外の方の御意見、御要望が聞けるような御意見箱にしてほしいと考えます。

次に、第三セクターの今後について質問いたします。

士別市の第三セクターは、羊飼いの家、翠月などがありますが、施設は15年以上経過しており、今後施設や設備など改修を行わなければならない時期に来ています。

昨年7月の日経新聞の記事には、2011年度第三セクターなどの破綻件数は調査を始めた1994年以降最高の26件で、第三セクターと地方3公社の約4割が経営上赤字になっており、また5%が債務超過に陥っているとありました。観光に関する事業の環境は近年ますます厳しさを増してきておりますし、改めて第三セクターの意義や経営体制のあり方、費用対効果などを検証し、統廃合や経営体制の見直し、より民間的な経営手法の導入などを検討する必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

2つ目の項目に入ります。

ふるさと納税についてお聞きいたします。

ふるさと納税は、2008年度の税制改正でふるさと納税、またはふるさと寄附金とも呼ばれ、自治体に寄附すると住民税、所得税の控除が受けられる制度です。

士別市も条例を制定し、私の士別・あなたのふるさと応援寄附金として、交流、健康、子育て、環境、産業の5つの取り組みの基金として活用しています。2008年、制度開始以来、年々件数、金額とも増え続け、本年度は1月末現在で寄附件数537件、寄附金額628万3,000円で、制度開始からの寄附金総額2,407万4,000円となったと報道されていましたが、制度を設けてから今日までの寄附金の件数、金額の推移、特産品の希望状況、寄附者の居住地、更には寄附金の用途についてもわかる範囲でお知らせください。

このように寄附金は士別市の大きな財源として各事業に活用しています。増えてきている要因の一つに、1万円以上寄附した場合、士別の特産品スープカレーやジンギスカン、アスパラ、メロンなど8種類の中から希望する特産品を進呈する特典を設けており、士別産の特産物の人気が増えてきていることが要因ではないかと思えます。今や全国各地で特産品をお礼に送る自治体が増え、1万円の寄附金で5,000円の特産物を送る自治体もあり、全国の市町村でどんな特産物を用意しているかがわかる専用のウェブサイトも登場し、紹介しています。また、道内では年間5億円以上の実績を上げております。

士別市では8種類の特産品ですが、選択の幅を増やし、毎年寄附をいただけるようにしてはいかがでしょうか。例えばお菓子やお米などで選択の幅を増やし、宿泊券や食事券などで士別に来る機会をつくってもらうようにしてはいかがでしょうか。

ウェブサイトや新聞によりますと、振り込み方法にコンビニやクレジット払いを採用することで振り込みの手軽さからか、十勝管内浦幌町では特産品の効果に加え、今年度からネット経

由でのクレジット決済を導入した結果、今年1月現在で約900万円と前年の3倍近く増えたと掲載されていました。土別市もコンビニやクレジット決済をする考えはないのでしょうか。

ふるさと応援寄附金は、土別出身者や土別で働いたことのある方を初め、土別にゆかりのある方、土別市を個人的に関心を持たれている方には毎年寄附をしていただいている方が多いと思います。3年以上寄附をいただいている方にダブルチャンスとして抽せんを行い、再度特産物を送ることで、土別市とのきずながより一層強くなるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

また、今後この制度が続いていけば、10年連続土別市に寄附をいただいている方を抽せんでき、土別に来ていただき、土別を体感していただくようなことを考えていく必要があるのではないかと思いますがお考えをお聞きしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。（降壇）

議長（神田壽昭君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

十河議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私からふるさと納税に関する御質問のうち、概要的な事項と特典としてお送りしている特産品等に関することについてお答えし、詳細的な内容とクレジット決済等については総務部長から、観光については経済部長からお答えいたします。

本市のふるさと応援寄附金は平成20年7月から取り扱いを開始し、件数・金額とも年々増加する中で、本年2月末現在では延べ1,800名以上の方々から総額2,440万円に及ぶ寄附をいただいております。まちづくりの貴重な財源となっております。

寄附者からは、土別の自然を初め環境を保全する取り組みを求める声や、子供を育てる環境づくりを望む声、更に土別にゆかりのある方からは応援のメッセージなどが多く寄せられ、道内の他市町村と比較しても高い実績を残しているところであり、温かい寄附をいただいた皆様に心から感謝を申し上げる次第であります。

そこで、まずふるさと応援寄附金の特典としてお送りしている特産品についてであります。

過日の新聞報道によりますと、現在道内では173市町村でふるさと納税、ふるさと寄附金が制度化されており、このうち何らかの特典を設けているのは4割程度となっておりますが、博物館や記念館の無料入場券等を特典としている場合もあり、それらの市町村では寄附が減少傾向にある中で、最近になって特産品を送り始めた例もあります。特産品をお送りすることは地元産品のPRや、地域の経済活性化の一助になる効果があります。

本市においては、制度創設当初から寄附額1万円以上の方に感謝の気持ちとして特産品をお送りしており、全8種類から1品を選んでいただく方法により、平成23年には一部内容を見直す中で現在に至っているところであります。

これらの特産品については土別をイメージできるものを中心に選定しておりますが、土別産メロンやジングスカンといももちのセットが特に高い評価を得ており、他の農産物も含め、昨年食べてみてとてもおいしかったので今年も送ってほしいといった声も寄せられているところ

であります。このように現在の特産品はおおむね良好な評価を得ているとともに、他市町村と比べても選択の幅は広い状況にあります。

お話にありました宿泊券や食事券については、他の特産品との価格差や寄附者の多くが本州方面となっていることから同様の取り扱いは難しい面がありますが、本市の魅力を伝える産物などはさまざまあり、土別産春小麦を原料とする焼酎の誕生や、意欲を持った団体等の新たな商品開発も進んでいますので、これらを含めた特産品の拡大について数量等の確保を初め価格や送料、品質の保持なども考慮しながら内容を見直す必要があると考えております。

また、現在は寄附の目的事業として、交流、健康、子育て、環境、産業をテーマに設定しておりますが、川内村を応援するかえる基金も創設いたしましたので、この基金に積み立てる選択肢も加えていきたいと考えているところであります。

次に、継続して寄附されている方へのダブルチャンスプレゼントについてであります。

本年度においては、2月末日現在で569名の方から660万3,000円の寄附が寄せられていますが、うち200名以上の方には昨年度も寄附をいただいております、更にこのうち約100名は3年連続であるなど、いわゆるリピーターの方が約4割を占めているところであります。

ふるさと応援寄附は全国に土別市のファンや応援団を持つことができ、特産品等をPRできる仕組みでもあります。多くのリピーターのためには新たに特産品などの特典を設けるなど、この制度を充実させていくことも重要でありますし、ふるさと納税の拡大を図る自治体が全国的に増えている中で、差別化を図った魅力的な取り組みを進めていくことが必要であると考えています。

ダブルチャンスプレゼントについては、感謝の気持ちのあらわし方の一つとしてリピーターや新たな寄附者の拡大を図るためにも効果的な取り組みであると考えますので、実施する方向で検討を進めてまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私からふるさと応援寄附金を創設した平成20年度から現在までの5年間における寄附金の推移などの詳細について、更にクレジット決済、コンビニ決済についてお答えいたします。

まず、寄附金の推移についてであります。

年度ごとの寄附金の件数及び金額を申し上げますと、制度創設時の平成20年度は202件442万円、21年度は223件で304万5,000円、22年度は387件、462万6,000円、23年度には473件で570万円となり、本年度は2月末日の時点で569件、660万3,000円となっているところであり、ここ3年間では毎年100件程度、金額も約100万円増という状況で推移をいたしております。

また、寄附者からの特産品の希望状況としては土別産メロンが最も多く、全体の32%を占めており、次いでジングスカンといももちのセットが25%、野菜セット、アスパラ、トマトが10%前後で、その他の3品目がそれぞれ約5%となっておりますが、この間これらの傾向には大

きな変化はありません。

寄附いただいている方々の居住地を見てみますと関東地方が最も多く、全体の50%以上を占め、次いで関西地方が20%、中部地方が12%などとなっており、このほか九州や沖縄の方もおられるなど、まさに全国各地に本市のファンや応援団がいる状況になっています。

一方、寄附金の使い道については、特に指定のない場合が約5割となっていますが、選択肢として設定している交流、健康、子育て、環境、産業の5つのプロジェクトでは子育てが約520万円と最も多く、市内各幼稚園や保育園の絵本や遊具の整備、子どもセンター建設事業、学童保育などに活用しています。次いで、環境に約310万円、交流に約140万円、産業に約100万円などとなっており、各分野の事業に有効活用させていただいているところです。

なお、市長からの答弁でも申し上げましたとおり、新年度からは川内村復興応援かえる基金も寄附の使い道に加える考えであります。

次に、クレジット決済やコンビニ決済についてであります。

本市の場合、現在は郵便振替、指定金融機関への振り込み、現金書留、専用納付書による納入の4つの方法から選択していただいております。利用実態としては郵便振替が約9割を占め、次いで銀行振り込みによるものとなっています。

クレジット決済は、インターネット環境があればいつでもどこでも入金が可能となりますし、コンビニ決済では金融機関等の営業時間外でも手続きができ、クレジットカードも不要であるなど、利便性や即時性が高くなります。

一方で、これらの導入に当たっては、システム構築のための初期費用がかかるとともに、取り扱い手数料も発生します。本市でも数年前に税関係や水道料金等のコンビニ収納について検討していますが、その際には、システム構築の費用が高額であったため導入を見送った経過があります。これまで現行の入金手続きについての苦情等もなく、クレジット決済などの導入事例もまだ少ない現状にあります。寄附者からはクレジット決済などを求める声も一部寄せられている中で、今後の動向等を把握するとともに、費用対効果や事務処理対応の面も含め、税や水道料金等ともあわせて調査研究してまいりたいと考えています。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 林経済部長。

経済部長（林 浩二君）（登壇） 私から観光についてお答えいたします。

昨年の日本ハムファイターズ2軍公式戦は全道で4カ所、新十津川町、紋別市、幕別町と夕張市の各球場で熱戦が繰り広げられ、観客の動員数は平均2,750名と全国平均を大きく上回り、北海道における日本ハムファイターズの人気がかがいがい知ることができます。本年は北海道開催の2軍公式戦も昨年に引続き4試合が予定されており、旭川以北では士別市のみが開催地となっております。

日本ハムファイターズに関連した本市の観光振興といたしましては、新年度から2軍公式戦を初め札幌ドームで行われます1軍公式戦において本市特産品をホームラン賞などに提供する

事業、また昨年残念ながら落選となった日ハム選手による北海道全力応援プロジェクトに改めて応募した上で本市まちづくりをPRするなど、さらなる相乗効果を生み出してまいりたいと考えております。

そこで、十河議員から御提案のありました日ハム2軍公式戦とあわせたイベントの開催であります。道北観光連盟主催の一品ぐるめ市はファイターズ2軍戦にあわせた開催は可能であると考えておりますが、雨天時のリスク負担の問題などもありますことから、4月の道北観光連盟の総会までに各市町村と事前協議を行い、開催の可否を判断してまいりたいと考えております。

また、カレーサミットも同時に開催してはとのことですが、このイベントにつきましては参加団体が全道からの参加となるため、開催日時、場所につきましては検討中でありますので、御理解を賜りたいと存じます。

7月27日の2軍公式戦には、市民のほかにも遠方から多数の観客が来場することが見込まれるため、この地域を売り込む好機と捉え、今後実行委員会と連携しながらその他のイベント開催についても検討してまいりたいと存じます。

次に、市民の声ボックスについてお答えいたします。

市民の声ボックスは市民や本市に訪れる方々の御意見をお聞きし、今後の行政サービスの改善、向上を図ることを目的に、平成22年9月から設置しています。ボックスは、議員お話しのように羊飼いの家や世界のめん羊館などの指定管理を行っている施設を含め25の公共施設に設置し、鍵などによる施錠はしておりません。また、ボックスには、記入用紙、筆記具、郵便ポストに無料で投函できる封筒を備えつけており、その場で記入して投函することもできますし、御自宅に戻ってから記入して郵便ポストに投函することで市に届けられることになっております。

指定管理を行っている施設に設置しているボックスの管理については、施設の指定管理事業者にも少なくとも1週間に一度はボックス内の確認をしていただき、施設に対しての意見については速やかに改善を図るとともに、その結果について市に報告をもらうこととしておりました。

しかし、意見内容によっては、市の早急な対応が必要なことも想定されますことから、現在は投函されている手紙の全てを速やかに市へ送付するようお願いしております。

そこで、市民も市外の方からも御意見を聞けるようにしてはとのことですが、指定管理の施設が独自に市内外からの来訪者に意見を聞く御意見箱を設置している場合もありますが、市民の声ボックスについては市外からの来訪者は市民という名称が記載されていることにより、お気づきの点があっても記入や投函しづらい面もあるかと思えます。今後は市民はもちろんのこと、市外の方からもより広く御意見を伺えるよう、ボックスの管理手法や名称、設置場所なども含め検討してまいりたいと考えております。

次に、第三セクターの今後についてであります。サイクリングターミナルは昭和54年、羊飼いの家は平成4年、世界のめん羊館は平成6年、土別イン翠月は平成9年にそれぞれ開業し、

本市の観光拠点となる施設は羊と雲の丘観光株式会社が、そして合宿の里づくりの拠点となる施設は株式会社翠月が担い、それぞれの会社が施設の開業当初から管理業務に携わり、公共的サービスの提供を行ってまいりましたが、平成18年度からは土別市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、効果的で効率的な業務を行うため、非公募方式により羊と雲の丘観光株式会社と株式会社翠月にそれぞれ議会の議決をいただき、指定管理者に指定しております。

第三セクターは御承知のとおり、地方公共団体と民間企業等が出資し設立しており、長期事業継続を担保する公共性と効率性を持つ民間企業の優位性を合わせ持つ共同企業体であります。

経営体制については、株式会社翠月におきまして一昨年まで市長が代表取締役を務めてまいりましたが、一層の民間的な発想と経営手法を取り入れるため、代表を現社長に委ねたところでございますし、第三セクターの統廃合につきましては、以前にも市議会でも議論されてきた経緯がございますが、現段階では現行体制を維持することが望ましいと考えております。

近年、景気低迷の影響から各施設ともに利用者は減少し、経営は厳しさを増しているのが現状であり、これらの改善策として役員会及び四半期ごとの経営会議等において市といたしましても収支状況、経営見通し、改善計画等の報告を受ける中で、原価率などの費用対効果を検証しながら助言等を行っておりますが、第三セクターとしてのノウハウを十分生かし、積極的な営業活動を展開し、健全経営を求めてまいりたいと考えております。

いずれの施設ともにこれまで寒冷地試験関係者や陸上競技を中心とするスポーツ合宿者など多くの方々に親しまれておりますだけに、今後ともよりよい関係を保ちながら、また新たな顧客確保の獲得のためさまざまな手法をとともに検討して、円滑な施設運営と経営の安定化に努めてまいります。

以上申し上げます、答弁といたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 11番 小池浩美議員。

11番（小池浩美君）（登壇） 一般質問を行います。

初めの質問は、自公連立の安倍政権が進める施策についてです。

昨年12月の衆議院選挙では自民党と公明党が3分の2を超える議席を占め、3年半ぶりに自公明政権が復活し、第2次安倍内閣が誕生しました。しかし、この選挙結果は小選挙区制のなせるわざであり、国民の信任を得たと言えるものでないことは国民の多数が実感しているところです。

安倍政権は危機突破内閣を標榜し、深刻なデフレ不況からの脱出として無制限の金融緩和を目指し、日銀に物価上昇率目標を2%に設定させました。目下、円安、株高が進み、いわゆるアベノミクスが市場を席卷しています。また、国土強靱策として200兆円の大型公共事業のばらまきを進めるとしています。市場にお金が出回れば生産が活発になり、景気がよくなるといえます。金融緩和で円安になれば、輸出が伸び、景気がよくなるといえます。しかしながら、雇用労働者の7割以上を占める中小企業、零細企業で働く人たちの賃金は下がり続けているの

です。大企業でも賃金は横ばい状態が続いています。

デフレ、デフレと言いますが、物価が下がっているのはパソコンやテレビなどの家電製品など一部の商品で、生活に絶対必要な食料品や家賃、ガソリンや灯油、医療費などはほとんど下がらず、円安でむしろ価格上昇し、家計を圧迫しています。2%の物価上昇に加えて消費税増税となれば国民生活は一層厳しく、消費が減退するのは目に見えています。大企業は内部留保をおよそ260兆円もため込んでいるにもかかわらず、また円安で輸出産業が利益を上げて働く人たちの賃金は上げようとしていません。

安倍政権が進める金融緩和策、アベノミクスでは景気はよくなり、さらなる苦しみを国民に強いることとなります。賃金の引き上げと安定した雇用の実現、働く人の所得を増やし、社会保障を充実させて人間らしい生活を実現してこそ景気をよくし、デフレ不況から抜け出る道と考えますが、市長のお考えをお聞きいたします。

安倍政権の施策にかかわる2番目の質問は、生活保護基準引き下げについてです。

生活保護基準の引き下げについては、昨年第4回定例議会でもお聞きいたしましたが、財政負担の増加だけを理由に生活保護基準の引き下げが考えられるなら、憲法25条に反すると明解な御答弁があったところです。

自公政権は、今年8月から3年かけて生活保護費740億円以上を削減することを決めました。2013年度は670億円もの大幅な削減計画です。削減の中心は、毎日の生活に欠かせない食費や水道料、光熱費などの生活扶助費となっています。基準額の引き下げで受給額が減る世帯は96%に上るとされ、特に子供の数が多きほど削減幅が大きく、親の貧困が子供に引き継がれる貧困の連鎖を一層広げるものになっています。

生活保護基準額の引き下げは最低賃金の引き下げにつながります。また、住民税非課税限度額とも連動して、これまで非課税だった低所得者も課税されることとなります。保育料、介護保険料、国民健康保険一部負担金減免にも影響して、これら対象世帯は負担増になります。就学援助制度の対象から外れる世帯がたくさん出るようになります。

憲法25条は、全ての国民に人間らしい尊厳ある生活を保障することを国に求めています。財政的理由で保護費を削減し、国民の生存権を脅かすことは絶対に許されることはありません。生活保護制度を利用している人々の生活を破壊するだけでなく、市民生活全般にはかり知れない影響を及ぼす生活保護基準の引き下げは行わないよう政府に対して強く要望するべきと考えますが、お考えをお聞きいたします。

安倍政権の施策にかかわる3番目の質問は、地方公務員の賃金削減についてです。

昨年4月、民主党政権のもと東日本大震災の復興財源を確保するという名目で国家公務員の給与を引き下げました。2012年4月から2年間、平均7.8%の引き下げとなりました。そして、安倍内閣は本年度7月から地方公務員の給与も7.8%引き下げることとし、2013年度予算案で地方公務員給与費を8,504億円減額しています。

ただ、この削減の埋め合わせをするかのように特別枠を設定して、給与費削減額とほぼ同額

を歳出に計上しています。その内容は、国が実施する全国防災事業費の地方負担分973億円、緊急防災・減災事業費4,550億円、そしてこれまでの自治体の人件費削減努力を反映させた地域元気づくり事業として3,000億円、合わせて8,523億円となっています。この8,523億円は、地方公務員給与費の削減額8,504億円にほぼ匹敵しています。

そこでお聞きいたしますが、本市の2013年度予算案において、地方公務員給与削減額やその埋め合わせ事業に係る金額はどのように反映されているのでしょうか、お知らせください。

地域元気づくり事業への配分額は自治体の人件費削減努力によって変わるようですが、本市の人件費削減努力とはどのようなものを言うのでしょうか、また努力をしていなければどのようなことになるのでしょうか、お聞きいたします。

国が地方自治体に対して地方交付税削減をもってして職員の給与削減を強制するのは間違っているのではないのでしょうか。地方公務員給与の削減については、その是非や削減額の用途なども住民の声を聞き、議会が決定するものではないかと考えます。もちろん労働組合との交渉も必要です。削減は7月に先延ばしされたとはいえ、国の一方的かつ強制的とも言える越権行為ではないのでしょうか。地方公務員給与の削減は地方公務員法に反しているのではないかと考えますが、お考えをお聞きいたします。

4番目の質問は、憲法改定についてです。

安倍政権は憲法改定に意欲を持ち、現実の政治日程にのせることを公言しています。その日程は、集団的自衛権の行使に向けた解釈改憲と、憲法96条の憲法改定の発議要件を緩和すること、そして宿願の憲法9条改定によって国防軍を書き込むということものです。

憲法9条は、アジアと世界に甚大な被害を与えた侵略戦争の反省を踏まえ、日本が二度と再び侵略国とならず、世界平和の先駆になるという国際公約なのです。これを投げ捨てることは日本の国際的信頼を大きく失墜させることになるでしょう。

国会においては、自民、公明、維新の会、みんなの党などが憲法96条の改定に賛成していますが、どんな世論調査でも国民の過半数が憲法9条の改定に反対と答えており、平和憲法を守る声は大きいのです。

安倍政権の憲法改定への執着について、市長の見解をお聞きいたします。

5番目の質問は、安倍政権が進める原発再稼働についてです。

野田政権のときに日本の原子力関連の技術をベトナムやヨルダンなど4カ国に輸出できるよう原子力協定が承認されていますが、安倍政権はこれを引き継ぐことを公言しています。すなわち原発の輸出を進めるということです。また、安倍政権は、原子力規制委員会が7月にも制定するとしている新安全基準をもとに再稼働を強行しようとしています。原発再稼働、そして新たな原発の増設を認める、更に原発の輸出を進めるというあからさまな原発推進政策を打ち出しています。

福島原発事故の大惨事から国民だれもが安全な原発などはありませんと確信しています。新安全基準という新たな安全神話をてこに、再稼働を強行することは許されません。大多数の国

民は原発に依存しない社会の実現を望んでいるのです。国民の願いと大きく乖離している、あるいは国民の願いに背を向ける安倍政権の原発再稼働推進政策について市長の見解をお聞きいたします。

安倍政権の施策にかかわる最後の質問はＴＰＰ交渉への参加についてです。

2月23日、安倍首相とオバマ・アメリカ大統領はワシントンで日米首脳会談を行いました。この会談によって安倍首相はＴＰＰ交渉参加へ大きく踏み出しました。会談後の記者会見で安倍首相は、聖域なき関税撤廃が前提ではないことが明確になったと述べていますが、発表されたＴＰＰに関する日米共同声明では、全ての物品が交渉の対象とされるとし、既にＴＰＰ参加国で合意されているＴＰＰの輪郭、アウトラインを達成していくことになることを確認するとうたっているものです。アウトラインとは、関税と非課税障壁の撤廃が原則だと明記したもので、その原則を達成するという事です。

また、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められているものではないと述べていますが、これは交渉の場で例外を主張することは認めるが、交渉の結果がどうなるかは何の保証もないということです。安倍首相の言葉はごまかしであり、国民への背信行為と言わざるを得ません。全国の農業者、漁業者、医療関係者、商業者、消費者、労働団体、市民団体などは一斉に反発し、ＴＰＰ反対を改めて表明しています。

全国農業協同組合中央会の萬歳 章会長は、「ＴＰＰの枠組みは変わっていない。自民党の政権公約の6項目の判断基準が満たされていない」と指摘し、また全国漁業協同組合連合会の服部郁弘会長は、「自民党の政権公約に盛り込まれた6項目の遵守について明確な判断が示されておらず、また政府においてはまだ影響額試算の公表もされていない」と批判し、このような状況で政府が交渉参加を判断することに断固反対と表明しています。

ＴＰＰ協定交渉への参加には断固反対していくべきと考えますが、お考えをお聞きいたします。

更に、自治体として政府に対し、ＴＰＰ交渉参加反対の要請行動を強力に展開するべきと考えますが、お考えをお聞きいたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 小池議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から自公連立安倍政権が進める施策の御質問のうち、金融緩和策、憲法改定、原発再稼働及びＴＰＰへの参加について答弁申し上げ、生活保護基準の引き下げ及び地方公務員賃金削減を前提にした地方交付税減額については、副市長から答弁申し上げます。

安倍政権は昨年12月の政権発足後、日本経済再生を最優先課題とし、緊急経済対策の策定や大型の24年度補正予算の編成、2%の物価上昇率目標を定めた日銀との共同声明発表など、矢継ぎ早にその対策に取り組んできました。その経済対策でありますいわゆるアベノミクスは大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略で構成され、長期デフレを脱却し、名目経済成長率3%を目指しているものであります。こうした動きに経済も反応し、政

権交代を機に日本経済回復への期待が高まり、円安傾向が進み、株価上昇をもたらしているところであります。

政府が発表した月例経済報告においては、景気の総合判断を一部に弱さが残っているものの下げどまっているとし、地域経済動向でも10年ぶりに全国11地域全ての景況判断を引き上げました。

ただ、今は期待値によるところが大きい上に、本格的なデフレ脱却には個人消費の拡大が不可欠なため、更なる成長戦略の強化策が求められるなど、経済再生の正念場はまさにこれからであります。

また、財政主導の緊急経済対策規模は総額20兆円で、公共事業が中心となっていますが、公共投資は一時的に景気を上げるカンフル剤ともいわれ、その効果は継続的ではないという意見もあるところであります。円安、株高は一過性のものに終わる懸念も持ち合わせており、逆に公共投資が国の借金を増加させ、財政規律崩壊から国際的信用を失い、かえって株安、円高を招く不安も指摘されているところであります。

公共事業では、震災復興予算にあっても後に無駄が指摘された経過もあり、単に事業量を積み上げるだけでなく、必要な事業を必要なだけ確保することで効果を上げるものと考えております。

アベノミクスではデフレ脱却のため企業の売上高を増加させ、ひいては賃金の増加に波及させようとしており、賃金や雇用の拡大を促進する企業に対しては、減税措置を行うなどの手法を用い、労働者の所得増加を求めています。企業側の賃金増に向けた足どりは鈍く、内部留保資金を抱えている状況にあります。

企業が国の意図を理解するとともに協力し、業績に応じて賃金を引き上げなければ、労働者の所得は増えずに物価だけが上昇する懸念もあります。

一方、国民生活に目を転じてみると、今回の金融緩和などの対策で円安に向かい、輸出産業にメリットをもたらした反面、円安による燃料や原材料の輸入価格の上昇に伴い、ガソリン・電気・ガス・小麦・冷凍野菜など日用品が値上がり、家計を圧迫している実態もあります。

国の25年度予算編成においては、成長による富の創出や暮らしの安心、地域活性化を重点化しているところでありますが、株価や為替により恩恵を受けた一部富裕層や大企業の利益にとまってはならないものであり、ましてや一連の対策が消費税増税前の地盤づくりに終始してはならないことは言うまでもありません。

中小企業へのきめ細かな支援策、安定的な雇用対策、社会保障を初めとしたセーフティーネットの充実などとあわせ、経済は一朝一夕で回復するものではないことから、その対策は一時的な施策ではなく、中長期的展望に基づいて実施されるべきものと考えます。

現在の経済状況はさまざまな要素が複雑に絡み合っており、一つの特効薬だけで解決するわけではありません。多面的な施策を継続して講じ、まずは地方が元気に、そして労働者の安定した雇用確保を図り、生活者の安全・安心につながる行き届いた施策が必要であると考えてい

るところであります。

地域経済の活性化なくして日本経済の再生はなし得ません。このため、市としても国の緊急経済対策に応じた一定の公共事業量の確保を初め、農業・農村活性化条例、中小企業振興条例に基づく各種施策などについて地域の活性化を図り、地方が元気を取り戻せるよう取り組んでいく考えにあり、今後景気が持続的に回復し、日本経済が成長していくことを期待してやまない次第であります。

次に、憲法改正と原発再稼働についてであります。

我が国をめぐる国際情勢は、ロシア、中国、韓国といった近隣諸国との領土問題、北朝鮮のたび重なるミサイル発射や核実験問題、さらにはアルジェリア人質事件などアフリカや東アジア、更には中東情勢が極めて不安定な状況になっており、我が国の平和と安全に脅威を与えかねない緊迫した状況となっております。

こうした中、さきの衆議院議員総選挙においては、外交や安全保障における争点の一つとして憲法改正、あるいは自衛隊のあり方についての議論がなされ、憲法改正により自衛隊を国防軍として位置づけることを公約に掲げた自民党が政権を担うことになりました。

安倍首相は自民党憲法改正推進本部の会合で、自衛隊の国防軍への改称に強い意欲を表明するとともに、改憲の発議要件を緩和する96条の改正を先行して行う方針を示したとの報道がなされておりますが、去る2月28日の施政方針演説では、憲法審査会の議論を促進し、憲法改正に向けた国民的な議論を深めるとしていることから、今後こうした議論の推移を注意深く見守る必要があると思っておりますが、憲法改正の議論に当たっては、平成24年第4回定例会での国忠議員への答弁でも申し上げたとおり、我が国は戦争を放棄した国として二度と戦争を起こさない、そして参加しないことを基本に、国際平和を追求していくことが極めて肝要と考えているところであります。

次に、原発再稼働推進政策についてのお尋ねがありました。

福島第一原子力発電所事故からちょうど2年が経過しましたが、いまだ15万人余りの県民の方々が避難生活を余儀なくされ、ふるさとに戻れない日々が続いている中、福島第一原子力発電所からは今も放射性物質の放出が続いており、大量の汚染水や使用済み核燃料の処理も見通しが立たない状況にあると報じられています。

こうした中、安倍首相はさきの施政演説において、原子力規制委員会のもとで安全性を高める新たな文化をつくり上げ、その上で安全が確認された原発は再稼働させるという方針を明らかにしました。

東日本大震災以来支援を続けている川内村では、帰村に向けた取り組みを推し進めているところであります。昨年5月、私は激励を含め川内村を訪問いたしました。遠藤村長を初め村民の皆様のお苦労は筆舌に尽くしがたいものがあり、原子力事故の恐ろしさを目の当たりにし、実感しているところであります。

こうしたことから電力エネルギー政策については過去の原子力安全神話を深く反省し、原子

力に頼ることなく、何よりも国民の安全と安心を確保する中で、国民生活を初め産業活動の発展に寄与するよう組み立てていくことが今求められていることではないかと考えるのであります。そして、より効率的で安定的な電力供給の確保を図るための中長期的なエネルギー政策のあり方を、国民的な議論を尽くした上に構築されることが必要と考えております。

市といたしましてもこのことを全道市長会や全国市長会を通じ、今後とも要望してまいる所存であります。

次に、ＴＰＰへの参加についてのお尋ねがありました。小池議員お話のとおり、安倍首相は2月23日、日米首脳会談後の記者会見において、環太平洋経済連携協定、いわゆるＴＰＰ交渉参加に関し「聖域なき関税撤廃が前提ではないことが明確になった」と表明され、さらに28日の経済財政諮問会議において、日米首脳会談の結果を踏まえ、「首相として国益にかなう道できるだけ早い段階で決断したい」と交渉参加の是非を近く判断するとの意向を示したところであります。その後、今月17日開催の自民党党大会前には記者会見を開き、交渉参加を表明するのではないかと報道されており、全く予断を許さない状況にあります。

仮にＴＰＰに参加し、農業分野における関税が全て撤廃された場合、上川地方では米・小麦・てん菜・でん粉原料用バレイショや酪農肉用牛などを地域の基幹産物としており、安価な輸入農産物が流通した際の影響として、平成22年に上川総合振興局が行った試算では、農業産出額で628億円とされており、本市で同様の方法を用いて試算いたしますと、米や酪農など5品目の影響額は68億8,000万円と見込まれます。そのほかにも地域内で生産される全ての農畜産物も影響を受けますし、長年築き上げてきた輪作体系の崩壊、雇用の場の喪失、更に製糖工場も含めた食料品の製造は年間100億円前後の出荷額があり、加えて関連する運送業や建設業等でも受注が減少するなど、地域経済全体に与える影響は極めて甚大であります。

また、1次産業のみならず、医療や雇用、職の安全・安心など市民生活に密接かつ重大な影響を及ぼす懸念があり、ひいては地域の経済や社会の崩壊にもつながりかねない重大な問題であることは申し上げるまでもありません。

これまでＴＰＰ協定に関する国からの情報提供や説明は全く不十分であるとともに、政府においては農業分野における詳細な影響額もいまだ公表しておりません。また、我が国の食料自給率の向上や、国内農業・農村の振興との両立のための具体的な方策も示されてはならず、決して十分な国民的議論が行われていない状況にあります。

私は、国の動きが急転したことから、2月27日上京の際、北海道総合振興特別委員会委員長であり、自民党農政の最高機関である農林水産戦略調査会の幹事として北海道選出議員を代表して参画している今津衆議院議員に対し、第1に、ＴＰＰ協定が北海道の経済活動や道民生活に与える影響などについて十分な情報開示と説明を行うとともに、北海道内の農林業者、商工業者、医療関係者、労働者、消費者などの意見をしっかり聞き、国民的議論を尽くすこと、第2に、道民合意がないままＴＰＰ協定への参加を決して行わないことの2項目について緊急要請を行い、理解を求めてきたところであります。

先日、道新が行った全道世論調査では、道民の50%はT P P交渉参加に反対していることが明らかになりました。この結果は、地域の基幹産業である第1次産業への打撃を懸念する道民の意思のあらわれでもあると認識しております。

こうした諸情勢を踏まえ、T P P交渉への参加には断固反対する地域の意思を明らかにするため、士別市、和寒町、剣淵町が連携し、1市2町の議会を初め農業者、商工業者、消費者、労働者など各層・各界の多くの住民が結集する環太平洋経済連携（T P P）交渉参加阻止士別地方緊急総決起大会を来る3月14日に開催いたしますが、当日大会で採択予定であります決議文を道内選出国會議員に送り、T P P参加阻止を訴えてまいる考えであります。

新年度の市政執行方針で申し上げたとおり、T P P交渉参加は農業を基幹産業とする本市においては、地域経済全体に壊滅的な影響を及ぼすものであります。食料は人類を救い、農業は国家を救うの言葉どおり、農業は多面的機能を果たしていることから、引続き強い決意を持って反対してまいります。

さらに、北海道市長会や上川地方総合開発期成会を通じ道内選出国會議員への要請活動を実施するなど、断固阻止を訴えてまいる所存であります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） 私から生活保護基準の引き下げについて及び地方公務員の賃金削減にかかわっての御質問にお答えいたします。

初めに、市民生活に影響を及ぼす生活保護基準の引き下げを行わないよう政府に対して強く要望すべきとのことでありますが、さきの第4回定例会でも答弁申し上げましたように、生活保護制度は、全ての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障するとして憲法第25条の理念に基づいたものであり、国の責任において実施すべきものであります。しかし、生活保護の受給者が増加の一途をたどり、国や地方自治体の財政を圧迫している中で、不正受給や貧困ビジネスなどの問題が表面化し、国民の信頼が揺らいでいる状況もまたあります。

ただ、こうした受給者増加の背景として、長引く景気低迷の中で失業者や非正規労働者の増加、さらには高齢化と核家族化の進行など社会情勢の大きな変化があることから、可能な受給者への就労自立支援の強化や、増加し続ける高齢者については別途対策を講ずるなど根本的な制度見直しの時期に来ているのではないかと考えているところでもあります。

したがって、生活保護費の増加が国や自治体の大きな課題となっていることは事実といたしましても、単に財政負担の削減のみを目的としたものであってはならないものと考えております。

こうしたことから、全国市長会を通じてこの旨を国に強く要請してきたところであり、今後についても市長会との連携を強めながら、その要請に努めてまいりたいと存じます。

さらに、小池議員お話のとおり生活保護基準の引き下げは、国が基準を定めている保育料や

介護保険料、国民健康保険一部負担金の減免及び就学援助制度などに影響を及ぼすことが考えられますが、国は見直しに伴う他制度への影響については、各種制度の趣旨や目的、実態を十分に考慮しながらできる限りその影響が及ばないように対応することを基本的考えとするとの方針を示しておりますことから、今後その動向を見きわめた上で対応に努めてまいりたいと存じます。

次に、地方公務員の給与削減等に係る影響についてであります。

国は、国家公務員の給与削減と同様に、平均7.8%の地方公務員給与削減を7月から実施する前提で地方交付税を算定しており、本市への影響額は約1億1,800万円のマイナスと見込んでいるところであります。

一方、給与削減に見合う地方財政措置として普通交付税の算定に地域の元気づくり事業費を新設し、人件費の削減努力に応じて加算することとしており、現段階ではまだ不明な点はありますが、本市では4,200万円が交付されるものと試算し、実質的な給与削減影響分は約7,500万円であると見込んでいるところであります。

そこで、平成25年度予算の普通交付税額は、こうした影響額と国の地方財政対策等を考慮し約70億1,000万円と試算しており、前年度実績との比較では約1億5,000万円、率にして2.1%のマイナスと見込んでおりますが、予算計上は69億3,000万円とし、約8,000万円を留保財源と想定しているところであります。

平成25年度予算は、今回の地方交付税の減額にあっても現行の市民サービス水準を後退させることのない予算としたところでありますが、徹底した経費節減のほか優先順位による選択などを行った上で、なお不足する財源の2億7,000万円については財政調整基金の繰り入れで対応しておりますので、ここに地方交付税減額分の影響があらわれたものと考えております。

次に、人件費の削減努力の内容についてであります。具体的には普通交付税の基準財政需要額に地域の元気づくり事業費が新設されて、3項目でそれぞれ算定されることとなっております。本市においては、人口をベースにした基礎額で約800万円、職員数削減率で1,500万円、ラスパイレズ指数で1,900万円、合わせてさきに申しあげました4,200万円の加算と見込んでいるところであります。

地方の人件費削減努力が計数に反映されるもののうち、職員数削減率分については、全国の職員数がピークだった平成5年度から9年度の5年間と直近5年間での平均職員数から算出した本市での削減率と全国平均の削減率を比較し、その度合いによって加算されるものであります。本市では約27%の削減率で、全国平均の削減率より11ポイント上回っている状態であります。

また、ラスパイレズ指数分については、平成24年度の国の給与削減前の指数と比較するもので、地方自治体の平成24年度指数、もしくは直近5年間の平均のいずれか小さい指数を用いることとなっております。本市の場合は過去の平均値である95.4となり、国を4.6ポイント下回った数値で試算しているところであります。ただし、ラスパイレズ指数につきましては今後補充調

査の可能性があり、流動的な要素も残されているため、予算計上においてはこのラスパイレス指数分を除いた2,300万円の加算としているところであります。

次に、国が地方自治体に対して地方交付税をもってして職員の給与削減を強制するのは間違っているのではとお尋ねであります。現在、国から取り組みを要請されている給与削減については、ラスパイレス指数が100を超える自治体は国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律による国家公務員の給与削減措置と同水準の給与削減を実施することが求められており、さきの地域の元気づくり事業費の算定では、国の給与削減前の指数との比較となっておりますものの、削減要請の対象となる基準は、国が給与削減後で算出した指数となっております。これにより今年度の指数が105.7となった本市も要請の対象となっております。

なお、国家公務員の給与削減は、平成24年度から2カ年において給与の平均7.8%削減を初めとして期末勤勉手当の一律9.77%削減、管理職手当の一律10%削減を行っておりますが、本市に対して求められている取り組みは、ラスパイレス指数が100を下回る給与月額への削減と期末勤勉手当、管理職手当における国と同様の削減となっており、遅くとも本年7月から施行となるよう、今月以降各自治体の取り組みや進捗状況を調査した結果を随時公表するとしております。

しかし、これまで本市では、行財政改革の一環として平成19年度から4年間給料の5%削減を初め、期末勤勉手当、管理職手当の削減、手当時の役職加算の廃止など給与の独自削減を行い約10億4,000万円の人件費の抑制に努め、独自削減期間のラスパイレス指数は92.7から94.4と国を大きく下回る結果でありました。

また、今年度のラスパイレス指数は、国家公務員が削減措置を行った結果一時的に上昇したものであり、これまで本市を初め各自治体が自主的に取り組んできた行財政改革を評価することなく、給与削減を要請しているものであります。

議員お話しのとおり、地方公務員の給与は地方公務員法で各自治体において条例で定めるべきものとされており、住民や議会の同意を得て自主的に決定すべきものであります。国は地方公務員の給与削減を要請するとともに、地方交付税削減を手段として用いることは地方分権の流れに反し、地方分権の根幹にかかわる極めて重要な問題であります。また、特に地方においては公務員を参考に給与を決定している民間企業も少なからずありますことから、地域全体の消費停滞を招き、地域経済に影響を与える懸念もあります。

現在この給与削減要請及び地方交付税の削減に対しましては、全国知事会を初めとする地方6団体が「極めて問題である」とした共同声明を発表し、全国市長会も「まことに遺憾であり、国と地方の協議の場で早急に議論すべき」とした緊急アピールを表明しております。また、3月8日には、北海道市長会が「極めて不適切である」とした国の地方公務員給与削減要請に対する意見を発表し、国や道内選出国会議員に対して意見書を送付したところであります。

本市としては、北海道市長会や他の自治体と足並みをそろえていく考えでありますので、交付税削減により行政運営に支障を来さぬよう今後の状況の推移、そして国や他の自治体の動向

を見きわめながら慎重に対応してまいりたいと考えております。

以上申し上げて、答弁といたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 小池議員。

11番（小池浩美君） 生活保護基準の引き下げについて再質問をいたします。

ただいまの御答弁で、生活保護基準の引き下げによるいろいろな影響が大きいということで、国のほうからその対応策が出されたという御答弁がありました。余りにも影響が大きいということで、いろいろな分野から反対の声が上がってきているのが、この生活保護基準の引き下げです。

それで、多分慌てて厚生労働省はこれはまずいということで、影響を何とか少なくしようということで対応策を、これは2月19日に発表しているんですけどもね、厚生労働省は出したんではないかと私は思うんですけども、国の事業、国の施策のもの、個人の住民税の非課税の問題とか、あるいは就学援助費、準要でなくて要保護のほうとか、いろいろな影響がある。それに対しては、今のままで対応しますよというようなことを言っているんですよ。引き下げ関係なくやりますよと、今のままやりますよというようなことを言っているんですが、それで地方自治体が行う単独事業、それらに対してはこういうふうに書いてありますが、「国の取り組みを説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断していただくよう依頼する」と。国から自治体にあなたたちの判断でやりなさいと、趣旨を理解してやりなさいと、こういうふうに依頼しますというようなことだと思んですけども、地方単独事業はそれぞれ山ほどいろいろな影響するものがあるんですが、このことに対しては、本市としては市民生活に負担にならないような方向できちんと対応していく考えなのかどうなのか、そこら辺のところを確認させていただきたいと思います。

議長（神田壽昭君） 池田保健福祉部長。

保健福祉部長（池田文紀君） 再質問にお答えをさせていただきます。

小池議員お話しのように国のほうでは生活保護基準の見直しに伴っていろいろな影響があるということで、基本的には影響が出ないようにということで各省庁に指示が出ております。

ただ、具体的な影響が出るのが、平成26年度からということですので、税制改正の関係もありますので、その後25年度中に26年に向けた国の見直しがされるものというふうに思っております。したがって、そういった動向も見ながら、市の単独施策についても当然影響が出ないような形で鋭意検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（神田壽昭君） 小池議員。

11番（小池浩美君）（登壇） 次の質問は、第2期士別市男女共同参画行動計画についてお聞きいたします。

士別市男女共同参画行動計画は2003年3月に策定され、今年はちょうど10年になります。私は2011年の第4回定例議会において、策定から今日までの成果や反省点などについてお聞きし

ております。そのときは計画に沿った事業に取り組み、一定の成果もあったとの御答弁がありました。

さて、今回は10年前に実施したアンケートと同じ設問を使ってアンケートを実施しており、10年前と今日との市民意識を比較できるようになっております。お聞きしますが、10年前と今日とでは男女共同参画への市民意識にどれほどの変化があったのでしょうか。アンケートを通してどのように分析されたのか、お聞きいたします。10年間の計画推進の中で、男女共同参画や男女平等、人権尊重の意識は浸透したとお考えでしょうか、お聞きいたします。

こういった意識の形成や理解と納得は男女共同参画社会を実現するための基礎と考えますが、基礎づくりのための啓発や学習がとても重要と考えます。特に子供のころからの人権教育、男女平等意識の醸成は、男女共同参画の理解を進める上で最も重要と考えます。この10年間、学校教育の場ではどのように取り組んできたのでしょうか、お聞きいたします。

今回の第2期行動計画案では、男女平等と人権を尊重する意識づくりを基本目標の第1番に掲げており、意識形成の重要性を示しています。そして、これを実現させるための施策として子供の確かな人権意識を育てる学習の推進及び人権尊重、男女平等、相互協力を理解させる学校教育の推進が挙げられていますが、具体的にはどのような取り組みを進めようとしているのか、お聞きいたします。

また、意思決定の過程において男女共同参画を進めるという基本方針を掲げていますが、審議会や委員会などでの女性の積極登用に関しては残念ながら遅々として進んでいません。各種審議会での女性の比率は、平成13年度の23.8%から24年度はやっと32.5%になりましたが、男女同数を目指して努力するべきではないでしょうか。女性がその能力を十分に発揮してあらゆる場面に参画することは、多様性に富んだ活力ある社会を実現いたします。この活力ある社会は、まさに男女共同参画社会を目指す社会ではないでしょうか。

審議会や委員会への女性の登用拡大はほんの一步にすぎません。しかし、この一步を確実に実現することが百歩にも千歩にもつながるものと考えます。行動計画案では当面女性の比率を40%以上にするとしていますが、5年という期間があるのですから、男女共同参画社会実現への強い意思を持って50%を目指すことを計画に掲げ、実現へ向けて努力するべきと考えます。お考えをお聞かせください。（降壇）

議長（神田壽昭君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

本市の男女共同参画社会の実現に向けては、平成15年3月に策定した「男女がともにきらめくまちプラン」土別市男女共同参画行動計画に基づいて各種施策を展開してきたところでありますが、10年間の計画期間が終了することに伴い、平成23年に制定した男女共同参画維進条例のもと、昨年より第2期計画の策定作業を進めてきたところであります。

そこで、計画策定に当たっての基礎資料となる市民アンケート調査の分析結果についてであります。

今回のアンケートは無作為に抽出した市民1,000人を対象に実施し、520人の市民の方から御回答をいただきました。設問については、現状に合った内容とするとともに、男女共同参画社会の進展状況や市民意識の変化を比較することができるよう、10年前の調査項目も参考にすることで設定を行ったところであります。

アンケート調査の結果については人づくり・まちづくり推進協議会を初め、庁内女性会議や女性団体との意見交換会などの議論も加えながら、その把握に努めてまいりました。その結果としては、総じて男女共同参画の意識は広く浸透してきているものの、実際の社会生活の中ではなかなか反映し切れていない状況もあると分析しているところです。

具体的なアンケート結果の例で申し上げますと「男は仕事、女は家庭」という概念を否定する市民が女性で前は28.2%であったのに対し、今回は50.5%で22.3ポイント、男性は前は9.5%であったのに対し、今回は44.6%で、35.1ポイントとそれぞれ前回の調査よりも増加した結果になったほか、「子育ては夫婦共同」と解答した人は、共働き世帯で前は16%に対し、今回は39.5%で23.5ポイント増加しており、男女共同による子育ての意識も徐々に進んでいるものと捉えています。

また、市内女性団体との意見交換会に出席された若い世代の方からは、女性も男性と同じように働く環境の中にあって、食事の準備や後片づけは当然女性がするものとの夫の認識に対し、自分の思いを話し、その後は一緒に後片づけをし、食事の後の時間を一緒に過ごせるようになったとお話もあり、こうした意識が男女共同参画社会の実現につながっていることを再認識したところでもあります。

また、学校教育においては、人権学習や男女平等の視点に立った教育が進められていることから、男女平等の考え方が広く浸透していると感じている人が多い結果となりました。

一方で、日常的な家庭内の仕事の分担については、ほとんどの項目で夫婦共同を理想としながらも多くの女性が家庭内の仕事の役割を担っているという現実があるほか、職場や地域社会の中では女性の地位や役職等の登用など男女共同の実現には至っていないと感じている人も多いという分析結果となりました。

こうしたことから、第2期の計画においては、従来と同様に男女平等意識の高揚を図る一方で、女性の社会参加への機会の拡大とともに、特に家庭の中での意識の醸成、性別に関係なく生き生きと働くことができる職場環境づくりを重点的に進めてまいりたいと考えています。

次に、審議会や委員会における女性の登用の拡大についてであります。

これまで本市では、各種審議会、委員会等への女性委員の登用を40%にすることを目標に取り組んでまいりました。その実績としては、平成15年の26.4%に対し、平成24年度は32.5%となっており、幾つかの附属機関においては目標の40%を超えている状況になってはいるものの、全体としてはまだ目標に達していない状況にあります。これまでも女性委員の登用については、地域や団体で活躍している方の情報収集にも努めながら、委員改選時に働きかけを行ってまいりました。

本年4月には多くの審議会、委員会で改選時期を迎えますことから、女性委員の登用拡大を図るため、現在庁議や職場会議などで周知を行うとともに、情報収集に当たっているところであり、将来的には男女同数での登用が理想とは考えますが、まずは40%を達成できるよう努力してまいりたいと考えていますが、財産評定委員会などの専門性の高い委員会や特別職報酬等審議会のような団体や機関の代表者など充て職等により構成する委員会を除き、目標を設定することも検討してまいりたいと考えています。

委員をお願いするに当たっては、仕事や育児、介護等のため会議に参加できないなどの理由により引き受けていただけない場合もあることから、子育て中の女性にも積極的に参画してもらえるよう託児料を負担するなど、女性が社会参加する機会の拡充や人材育成に努めてまいりたいと考えています。

今後におきましても第2期行動計画に基づき、男女がともに尊重し合いながら、あらゆる分野において対等なパートナーとして参画していく社会の実現を図ってまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） 私から土別市男女共同参画行動計画における学校教育の取り組みについてお答えいたします。

まず、子供のときからの人権教育、男女平等意識に関し、学校教育ではどのように取り組んできたのかとのお尋ねがありました。

学校教育では、出席簿や教室内の座席等の男女を区別することなく取り扱われており、教科においても技術家庭科や保健体育等も男女が一緒に学習しており、このことよって日常的に男女平等に関しては学校内のさまざまな活動を通して体験的に身につけているものと認識しております。

また、先月下土別小学校の閉校式を迎えるに当たり、教育委員会職員も加わって総練習を行った際に、児童の名前を私ども教育委員会の職員が「何々君、何々さん」とお呼びしたところ、すぐに若い先生から全て「さん」にしてくださいとの指摘を受け、改めたことがございました。学校内では我々が考えている以上にしっかりと男女平等が定着していることを改めて実感いたしましたところでございます。

また、人権教育や男女平等等に関しましては、各学校が作成いたしている教育課程の中にしっかりと位置づけられております。例えば4年生では男女仲よく協力し合い、互いに信頼し、友情を深める態度を育てるための道徳の授業が行われていたり、誰に対しても差別や偏見を持たず、公正・公平、正義の実現に努める態度を育てるなど、目的に沿った授業や総合的な学習の時間等で人権擁護委員が講師となっていじめをテーマにビデオや絵本を活用して人としてやってはいけないこと、また障害をテーマに人権の観点からお話いただくなどの取り組みを行っております。さらに他の教科においても日常の授業の中で男女平等であること、互いの立場を理解し尊重し合うことなどの指導が行われ、生命の尊重や規範、公德心の醸成に努めておりま

す。

次に、第2期計画での具体的取り組み計画についてであります。さきにお話しいたしましたとおり、学校教育においては学級活動などのほかあらゆる教科を通じて行われているものですが、これまでの人権擁護委員との連携を強化し、公平な心、尊い命等について考えるなど明確な意図を持った授業や男女の理解と協力、温かい思いやりなど意識的な課題を設定した授業等の取り組みを強化してまいります。また、教職員の研修に関しても土別市教育研究会との連携により、研修活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

今後においても継続した取り組みが必要であることから、各学校の教育課程にしっかりと位置づけ、第2期土別市男女共同参画行動計画の基本方針に沿って積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上申し上げまして御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（神田壽昭君） 小池議員。

11番（小池浩美君）（登壇） 最後の質問は、老朽化した空き家対策についてお聞きいたします。

昨年の第4回定例会における十河議員の空き家の調査及び対策に関する質問に対して、農村地域の空き家は157軒と確認しているが、市街地区は調査を実施していないとの御答弁がありました。そして、今後、全市の危険空き家などの状況把握に努めるとのお答えでした。

防犯や防災、また衛生面や景観上からも長年放置されている空き家の存在は、早急に解決しなければならない問題だと考えます。

老朽化した空き家は冬の積雪で倒壊したり、落雪による事故という危険をはらんでいます。近隣住民の生活に大きく影響する状態を放置しておくのは行政の怠慢と言わざるを得ません。

私は、老朽化した危険な空き家の実態調査に早急に取り組み、安全・安心のまちづくりの視点からスピード感を持って対応策に着手することを求めるものですが、お考えをお聞きいたします。

解体しても、あるいは撤去し更地にしても、費用や税金がかかるといった理由でためらう所有者が少なくありません。こういったケースには空き家の解体除去費を助成し、所有者に建物撤去を促すといった東京都足立区のような自治体もあります。また、空き家対策に利用できるいろいろな国の支援制度があります。

2009年に国は、過疎地域と山間地域に限っていた空き家撤去費の補助対象地域を人口減少が認められる市町村にも拡大しています。総務省関係の支援制度では、過疎地域集落再編整備事業や定住促進空き家活用事業などがあり、国土交通省関係では街なみ環境整備事業といったものがあります。

実態調査をしっかりと行い、本市で利用できる国の支援策はないか、あるいは本市独自で解体や再生への支援はできないかなど空き家の再生、あるいは撤去に向けての施策を本腰を入れて計画的に取り組むべきだと考えますが、お考えをお聞きいたします。

さて、国道沿いの大通り商店街に建つ大型の空き店舗についてお聞きいたします。

5丁目の旧山田と旧生協の建物は、旧生協店舗では所有者が御商売をまだされていますが、いずれも老朽化が進み、外壁がはがれ落ちたり、旧山田の裏口のひさしは危険きわまりない状態のまま何年も放置されております。また、国道沿いには2丁目のプリンスホテルを初め老朽化の予備軍とも言える大型の建物があちこちにあります。

市民生活の安全・安心への影響や町並み景観の面からも早急な対策を求めるものですが、これら大型空き店舗に対して市は所有者任せで、今日まで何らの対応策をとらずに来たのではないのでしょうか。これらに対する対応策をお聞きいたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 三好市民部長。

市民部長（三好信之君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

空き家については、全国的に少子高齢化や人口減少を背景に年々増加し、住宅数が世帯数を大きく上回る状況に加え、管理不全や住宅市場に流通しない空き家も多く、防犯上、あるいは環境保全上にもおいても地方公共団体共通の課題となっており、先般も新聞紙上で道内の状況が報じられたところでありますが、本市としても通報や巡視で確認した危険な建物については管理者へ連絡をとり、適切な維持保全を指導するなど安全の確保に努めてきたところであります。

そこで、本市の空き家の実態把握についてであります。

平成23年度に農村地域の実態を調査したところでありますが、市街地区においては把握していない状況にありましたので、現在水道の閉栓状況の確認、更に本年2月25日に開催されました自治会連合会総会において、各自治会長に危険と思われる空き家情報の提供についての協力をお願いするなど、市街地の空き家について実態調査の準備を開始したところであり、今後これらの情報をもとに管理状況などの詳細把握を行う予定であります。

次に、解体や再生などへの施策についてであります。

本来、空き家の管理については所有者の責任において行われるべきものでありますが、近年は持ち主の転居や高齢化などにより十分な管理がなされていない状況が各地で見られ、さきの新聞報道にもありましたとおり、自治体による撤去費用の助成や空き家条例制定の動きも見受けられるところであります。

そこで、お話のありました国の支援制度ではありますが、国土交通省所管では空き家等を交流、展示施設として地域の活性化に活用する場合や、居住環境の整備改善を図るため居住の用に供していた空き家の除却を行い、その跡地をポケットパーク等に活用する際の空き家再生等推進事業のほか、事業計画に基づき一定区域内の統一的な景観形成など住環境の整備改善に対する助成を行う街なみ環境整備事業があります。更には総務省が所管する過疎地域集落等整備事業の中には、定住促進を図るための空き家の改修費に補助を行う定住促進空き家活用事業などの制度があります。

ただ、こうした制度は、単に個人財産の解体や再生を支援するものではなく、集落再編や一

定地区において統一的な美観形成のための住環境整備など地域全体の活性化に資することが前提となっており、実施に当たっては市全体の方針を定めた上で地域住民の合意形成も必要なことから、検討には時間を要するものと考えております。

今後は、まず本市の実態を把握した上で他自治体の事例を検証しながら、国の支援制度の活用の可能性を含め対応について検討してまいりたいと存じます。

次に、大通り商店街に建つ大型空き店舗についてであります。

国道を中心とする商店街においては、閉店や廃業により空き家となった大型店舗や建物を撤去した更地が点在し、その中には廃業となった大型ホテルのように競売に付されたものの買い手がなく、事実上管理者不在の物件もあるなど、深刻な課題を抱えている現状にあると受けとめております。このため、平成22年度には土別商工会議所による空き店舗調査が実施され、その情報を商工会議所のホームページなどで公表し、空き店舗や空き地の利活用を促進するとともに、市においても中小企業振興条例により空き店舗の活用や新規開業に対する助成制度を設け、商店街のにぎわいにづくりに努めているところでもあります。

また、7丁目の旧遊技場においても中心市街地の活性化を図る観点から、公共施設などへの活用も検討したところでありますが、耐震改修等の課題もあり、具体的な利用計画には至っていないものであります。

このような状況下において、特に大通東5丁目の旧デパートにつきましては、議員お話しのとおり老朽化が著しく、外壁がはがれるなど危険な状況にあり、これまで所有者に対し、北海道から危険建築物として速やかに危険を回避するための措置を講ずるよう建築基準法に基づく通知がなされ、その後所有者による落下防止ネットの設置や注意喚起表示板を設置するなどの対策が講じられた状況にあります。

今後におきましては、市民の安全・安心をもちろん、衛生面や町並みの景観にも十分配慮する中で実態把握に努め、危険な建物については北海道などと連携をとりながら、所有者に対する指導を徹底してまいりたいと考えております。

以上申し上げて、答弁といたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 小池浩美議員。

11番（小池浩美君） 以上で終わります。

議長（神田壽昭君） ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時55分休憩）

（午後1時30分再開）

議長（神田壽昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

18番 斉藤 昇議員。

18番（斉藤 昇君）（登壇） 平成25年第1回定例会に当たり一般質問をいたします。

質問の第1は、25年度執行方針と予算についてであります。

まず初めに平成24年度の決算見込みについてでございます。

この24年度は予定された、そして予算化された事業の達成が100%実行された年でもあると考えますけれども、そのほか予算に計上されなかったけれども新たに行った事業、それらについてもこの際、ソフト事業、ハード事業も含めて明らかにしていただきたいと思うのであります。

また、歳入の面では国の財政の厳しさから地方交付税も減額されるということでありましたけれども、地方交付税の確保はどうされたのか、この点もお伺いしたいと思います。

また、財政調整基金からの繰り入れ、これは繰り入れを行うというそういう予定でございましたけれども、これも一般会計の決算から見て、調整基金からの繰り入れを行わないで済んだ、こうおっしゃっておりますけれども、これらについてもその要因についてもこの際明らかにしていただきたいと思うのであります。

また、各特別会計の決算見込みと特に国民健康保険事業特別会計の収支決算はどうか、非常に市民の中でも危惧されている国保税の引き上げ。もう国保税は高く払えないという悲鳴が聞こえてまいりますけれども、この国保会計の中身を十分審査されて、そして国保税の引き下げを図るという検討も十分になされた予算になったのか、この点も明らかにしていただきたいと思うのでございます。

また、特に市立病院の事業会計については、赤字のため一般会計からの新たな繰り出し、これは最終日にもいわば新たな繰り出しを行わなければならない、こういうことも言われておりますけれども、最終的には最終日新たな繰り入れの額は腹をお決めになったのかどうか、この際明らかにしていただきたいと思うのであります。

市立病院の会計が独立採算で新たな繰り出しが行われなければ、それだけ一般会計を含めていろいろと使えるわけけれども、本当に25年度の予算を編成することや予算の執行に当たっては市立病院に対する新たな繰り出し、これが何としてもない、そういう決意を持って病院経営に当たられるのか、この点もその決意のほどをお伺いしたいと思いますのであります。

特に市立病院については、昨年6月に病院収支改善コンサルタント業務として民間に委託されましたけれども、それらの報告から市立病院の経営改善がなされると思うけれども、その成果はどのようなものが具体的にあったのかこの際お示しいただきたいのと、それらが本年度の予算に反映された、これらについてもそれらのコンサルタント業務から出された報告に基づいてどういうものが市立病院で検討されたのか、この点も明らかにしていただきたいと思うのでございます。

市立病院の改革プランでは、一般会計からの繰入金金が9億円前後となっておりますけれども、25年度の経営に当たってはこの額を少なくする、先ほども申し上げましたけれども病院経営の決算になるように全力を挙げていただきたいと思っておりますけれども、その決意を承っておきたいと思うのであります。

次に、24年度の決算見込みの中で実質公債費比率、将来負担比率などの指標、これらについてはどんな判断をしているのか、この際この健全化に対する、そして財政に対する指標、これは今後引き上がっていくのかどうか、これらもぜひお知らせをいただきたいと思うのでございます。

財政状況は一層厳しいものになっていくと判断されるけれども、今後の財政健全化に取り組んでいかれる市長の決意を承っておきたいと思うのであります。

次に、市民負担の軽減についてでありますけれども、市民の各種団体に対する補助金はどうか検討されたのか、この議会でもシルバー人材センターに対する補助金、これは黒字になっていても、補助金を依然として出し続けるのか、あるいはシルバー人材センターの積立金が相当な額に上っている、これでも補助金を出し続けるのかという議論をした際に、新年度の予算に向けて各種団体の補助金全体について検討を加えていきたいと申し出ておりましたけれども、この各種団体に対する補助金はどんな検討をなされたのか、増額されたもの、あるいは減額されたもの、新規のもの、廃止されたものなど、この際どう具体的にじっくりと検討された予算編成になったのかを明らかにしていただきたいと思うのであります。

また、市独自の市民への事業への助成や負担の軽減策をこれからもとっていった、値上げなんかはしないと申しておりますけれども、負担の軽減策の継続と市民生活を守っていく、そのためにも公共料金の据え置き、これをぜひとも途中から上げることなく継続を図っていただくように強く求めておきたいと思うのであります。（降壇）

議長（神田壽昭君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 斉藤議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私から25年度予算編成の基本的な考え方について答弁申し上げ、24年度決算見込み、財政の健全化、市民負担の軽減策については、副市長から答弁申し上げます。

我が国は国債など借金の合計が平成24年度末には初めて1,000兆円を突破すると見込まれ、主要先進国中最悪の水準にあるといった財政危機や長引くデフレに円高、欧州危機等の外的要因が重なるなどかつてない危機に直面していることから、金融政策、財政政策、成長戦略の3本の矢で対策を講じることで日本経済の再生を目指しています。このため緊急経済対策による大型補正予算を編成し、公共事業を中心に投資や消費を喚起するとともに、25年度予算はこの補正予算と一体的なものとして編成したところであります。

こうした状況の中での25年度予算編成となりましたが、本市においては依然として財源の多くを地方交付税などに依存する脆弱な財政構造にある中、国家公務員給与費に関連して地方交付税が減額されるなど歳入確保が厳しい状況において、市民サービスの水準を後退させることなく、少子高齢社会への対応を初め農林業、商工業、教育などさまざまな分野での課題解決に向けた施策の構築を図り、土別市総合計画の実現に着実に取り組む予算となるよう努めたところであります。

また、経済対策による24年度補正予算については、迅速かつ円滑な実施を図るため、特例措

置として地域の元気臨時交付金を創設し、地方の単独事業で活用できるよう交付されることから、本市においても地域経済の活性化を主眼に、25年度予算と一体的に捉える中で実施する考えであります。

特に市政執行方針でも申し上げましたが、昨年4月からはまちづくり基本条例が施行され、この条例の基本原則である市民自治と情報共有に基づいて市政を推進してまいりますが、これまで同様、対話、調和、市民の輪を重んじながら市民が主役のまちづくりを目指す考えであります。

また、本市の課題である市立病院の経営においては、医師・看護師不足などから厳しい状況に置かれており、改革プランの着実な推進を図るほか、医師・看護師確保とともに慢性期病棟の再開に全力を挙げ、市民に信頼される病院づくりと経営の改善を目指してまいります。

25年度予算の編成に当たりましてはただいま申し上げましたが、従来からの施策についても後退させることのないよう努めたところであり、地方自治体を取り巻く環境が厳しい中にありましても、総合計画で本市が目指すまちづくりが図られる予算となるよう意を配したところあります。

また、財政運営に当たっては歳入の動向、国の制度改正、計画事業量の増減によって年度ごとの収支が変動することから、中長期の視点に立った見通しが必要になります。このため今後においても市税や地方交付税の状況を的確に把握し、歳入に見合った事業計画に基づきながら行財政改革をさらに徹底するとともに、財政状況の把握や総合計画についても毎年見直しを図る中で、健全で持続可能な財政運営に努めてまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） 私から平成24年度決算見込み、財政の健全化、市民負担の軽減策についてお答えいたします。

まず24年度の決算見込みについてであります。

一般会計の歳入については、市税のうち市民税で予算を上回る見込みであるほか、固定資産税など他の税目については、ほぼ予算額を確保できる見通しにあります。7月に算定された普通交付税については、地域経済雇用対策費が措置され、人口密度、農業産出額などが算定基準となり、本市では前年を5.9%上回る交付額となりました。さらに調整額として減額されておりました1,600万円につきましても国の補正予算の関係から復活し、先週交付されたため、臨時財政対策債を合わせた実質的な普通交付税額は77億4,900万円、前年比4億3,200万円の増となったところであります。

一方歳出においては、効率的な事業実施や徹底した経費削減とともに、工事や委託料の入札執行残によって不用額が見込まれますが、年度末には市立病院の追加繰り出し、さらには基金への積み戻しなどを予定しているところであります。この結果、24年度の一般会計決算では、今後決定される特別交付税の動向にもよりますが、繰越金や地方交付税の留保財源などから、

財政調整基金からの5億3,000万円の繰り入れ停止を図った上で一定の黒字を確保できるものと見込んでおります。

この財政調整基金の取り崩しでありますけれども、重ねて申し上げますけれども、地域経済雇用対策費が措置されたということで、算定基準となって本年が前年を5.9%上回ったことなどなどが要因でございます。

各特別会計の決算見込みにつきましては、今後変動する要因はありますが、一般会計からの繰り入れなどにより収支均衡が図られる見込みにあります。しかしながら、国民健康保険事業特別会計においては税収が予算を下回る見込みのほか、国・道の財政調整交付金の減額が見込まれ、今後のインフルエンザ流行による療養給付費の状況などにもよりますが、国保支払い準備基金から約5,300万円の繰り入れを要する見通しにあり、安定的な運営に向けては基金残高の確保が課題となっております。

したがって、先ほどお尋ねにありました国保税の引き下げでありますけれども、現段階においては引き下げという検討をする状況にはないという判断をしております。

また、企業会計については、水道事業会計で料金収入は前年並みに確保できる見通しにあるものの、浄水場改修による減価償却費や布設替工事による資産減耗費の増加などにより、およそ9,400万円の純損失が見込まれております。しかしながら、内部留保資金や未処分利益剰余金などによって、資金残高は約4億3,400万円の黒字決算となる見込みであります。

病院事業会計につきましては、循環器入院診療の再開が新たな入院患者の確保につながっているものの、年度前半の入院患者数が減少した影響を受け、医業収益が前年度を下回っていることから、現時点においては年度末に9,000万円程度の収支不足が見込まれ、一般会計からの追加繰り出しが必要と考えております。

なお、平成24年度中の主なハード事業といたしましては、低炭素むらづくりモデル事業、日向温泉改築事業、子どもセンター新築事業、多寄医院改築を実施したということでございます。

次に、財政健全化についてであります。

一般会計における健全化判断比率については24年度決算見込みにおいても健全な水準にあり、実質公債費比率、将来負担比率など他の指標も含め早期健全化団体となるような基準にはないものであります。しかし、今後（仮称）環境センター建設、小中学校改築など大型事業が計画されているほか、普通交付税では合併による優遇措置が段階的に縮減していくことから、27年度以降実質公債費比率、将来負担比率は上昇する見込みにあります。

また、連結実質赤字比率や資金不足比率は発生していないわけではありますが、この要因は病院事業会計に対する一般会計からの繰り出しによるものであり、今後も現在の水準を維持していくことは難しいことから、病院の経営改善は急がなければならない課題であると考えております。

そこで、市立病院健全化の検討についてであります。

経営改善については、経営戦略室を中心にこの立て直しに向け鋭意取り組んでおりますが、

病院の経営改善のためには、何といたしましては医師と看護師の確保が最優先であります。

今年度、平成24年度には念願であった循環器内科医2名の確保により、循環器内科入院再開に向けた病棟体制の検討を行う中で、8月から入院治療を開始するとともに、10月からは心臓カテーテル検査・治療を再開し、入館患者の確保と収益の増加を見込んだところであります。しかしながら、病棟再編に伴っては看護師不足から療養病棟を休床をせざるを得ない状況もあり、一般病床3病棟150床体制での運用となっております。

ただ、昨年6月に病院収支改善コンサルタント業務として民間コンサルタントから受けた報告の中では、今後の病院運営について一般病床の規模を見直し、慢性期病床についても確保を図る必要があるとされております。

その後、病院経営戦略会議及び経営戦略室でその内容を検討した結果、できる限り早期に再開すべきとの結論に達したことから、年度中途において4名の看護師を確保するとともに、25年度4月には9名の新卒者と2名の既卒者の採用を予定しており、25年度中には市民から要望の強い慢性期病棟を再開していく考えであります。

今後におきましては、改革プランで示している一般会計からの繰入金金が9億円前後であります。25年度からは循環器内科入院診療が通年となりますだけに、少なくともこれを下回る努力をしなければならないことや、経常収支比率が100%を超えることを目標としつつ、循環器内科、消化器内科、外科、整形外科を中心に急性期医療を担うとともに、慢性期医療も行うなど、改革プランの推進に全力で取り組んでまいります。

次に、市民負担の軽減についてであります。

本年1月からは、復興増税法案により所得税に2.1%が上乗せされていることに加え、10月からは年金の減額が予定されているほか、現時点では円安で燃料費が高騰しているなど、市民生活に大きく影響を与え始めているものと認識をしております。

こうした市民の置かれている状況から小学生以下の医療費無料化、中学生の入院時の医療費無料化、ひとり親家庭等に対する入学資金給付及び交通費支援、遠距離通学費助成、児童生徒大会参加交通費助成事業などによる子育て家庭の経済的支援を初め、心身障害者ハイヤー料金助成、自立支援住宅改修助成、敬老バス乗車証交付、除雪サービス事業などといった高齢者や障害者への負担軽減策については、厳しい財政状況の中にあっても水準を落とすことなく継続して実施するとともに、地域活性化にも効果が高い個人住宅改修及び新築促進助成事業についても継続実施し、市民負担の軽減を図ることにしております。

また、公共料金については、基本的には改定の時期ではないものと判断をしているところでもあります。ただ、施設の充実を図ったふどうパークゴルフ場については、25年度からあさひパークゴルフ場の料金を引き下げ、これと統一した料金設定で有料化する考えにあるほか、朝日地区では4月から生ごみ収集手数料を無料化する一方で、粗大ごみについては10月から土別地区同様に有料化する考えにあります。

今後においても少子高齢社会の更なる進展による扶助費などの義務的経費に加え、施設老朽

化に伴う維持補修費の増加など厳しい状況にあります。一層の市民福祉の向上を目指し、効率的で健全な行財政運営に努めてまいります。

なお、予算編成に当たりまして、各種団体の補助金について補助金交付規則にのっとり適正な金額となるよう算定したかということについてでございますけれども、特にシルバー人材センターについては積立金は持っておりますものの、国の高齢者の雇用の確保という観点もあついで、補助金の削減については現時点では困難と判断したところであります。

また、他の補助金等についても、それぞれ事業ごとに各団体の体質強化等も含めながら適正に判断をしたということでございます。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） ここで答弁調整のため暫時休憩いたします。

（午後 2時02分休憩）

（午後 2時05分再開）

議長（神田壽昭君） 休憩前に引続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 斉藤 昇議員に対して答弁漏れがございましたので、私のほうから再度御答弁をさせていただきます。

25年度における新規事業、加えて継続事業についてでありますけれども、主な事業におきましては新たに健康管理システムを整備し、乳幼児から高齢者まで各種検診や予防接種の結果、あるいは履歴を電算で管理することで個人の状況に合った健康管理に努めるほか、農家への労働力支援として農・商・工が連携し、ファームコントラクター等の農業経営支援組織の組織化及び労働力調整システムの確立に向けて生産者や農業関係機関と研究、協議を行い、新たな雇用の創出を目指す農業労働力支援対策推進事業を実施してまいります。

また、まちづくりのための特別枠については、ユジノサハリンスク道北物産展2013に参加し経済交流を図るほか、下校時の安全性を高めるため、通学路における防犯灯のLED化を図るとともに、ふるさと大使である小林敬生多摩美術大学教授による版画教室を実施してまいります。さらに「じんじん」、「人生、いろいろ」の映画上映に対して補助するほか、7月27日にふどう球場で開催される日ハムイースタン戦に希望する市内の小中高生を招待してまいります。

継続事業において拡大充実する事業については、地域子育て支援センターに非常勤職員1名を加配し、土曜日の終日開園、市内各所へ赴いての移動型子育て支援活動を新たに実施するほか、障害児が増加する一方で幼稚園の経営も厳しいことから、障がい児教育支援補助としてのぞみ園への通園児が1人以上在園する幼稚園に対して一律10万円を補助することといたしました。また、こども通園センター運営事業、障害児保育事業、特別支援教育就学事業ではそれぞ

れ職員を加配し充実を図るほか、市の各種女性委員登用率の目標を4割に設定し、乳幼児を持つ女性の参加を促進するため、委員会等開催時の託児を実施してまいります。

次に、ハード事業で新たに実施するものは、丸武児童公園・あすなろ園を街なかミニ公園として位置づけ、国の経済対策による地域の元気臨時交付金を活用して整備するほか、南土別犬牛別川の内水排除対策として排水ポンプ発動発電機を購入するとともに、日向スキー場のコース拡幅及び夜間照明の照度改善を図り、あわせて圧雪車を更新します。また、桜丘デイサービスセンター並びにコスモス苑の施設改修、備品整備を行い、利用者、入所者の安全性、快適性向上を図るほか、博物館、公会堂、陸上競技場、三望台シャンツェなどの施設整備を実施してまいります。

継続事業の主なものとしては、(仮称)環境センターの28年度供用開始に向けて施設調査、計画、基本設計等の業務を初め、測量、敷地造成実施設計業務に取り組むほか、上土別小中学校改築事業では実施設計を行うとともに、つくも団地A棟建てかえに着手し、あわせて家庭菜園付高齢者用公営住宅2棟8戸を建設してまいります。

このほか24年度国の経済対策による陸上競技場整備、公園整備、道路ストック総点検、除雪機械整備、公営住宅整備、公共下水道事業のほか、地元の元気臨時交付金事業として市道単独整備事業、河川整備事業を実施し、市内経済の活性化を図ります。

なお、これらの事業のうち、総合計画では後年度に予定していた街なかミニ公園整備事業、除雪機械整備の一部については、国の経済対策との関係から前倒しして予算計上を行い、家庭菜園付高齢者用公営住宅については、単年度から2カ年計画での実施とすることなど調整を図ったところであります。

以上申し上げて、私からの答弁とさせていただきます。(降壇)

議長(神田壽昭君) 斉藤議員。

18番(斉藤 昇君) 若干再質問をしたいと思うのですが、1つは防犯灯のLED化でございますけれども、これは市内を計画的に全体をLED化をしていくという計画は立てておられるのか。立てておられるとすれば市内にどの程度のLED化を図って、年次計画をもってそれらを市内の防犯対策にも役立てていく、そういうふうにお考えになっているのか、この際お答えいただきたいと思っております。

また、家庭菜園付高齢者公営住宅でございますけれども、2棟8戸でありますけれども、これらの場所、それから、これらの入戸基準、これらについてはどういうふうになっていらっしゃるのか。例えば単身でも入居できるのか、それからどういうふうにご希望者を募って、入居といってもわずか8戸ぐらいでございますけれども、入居に当たってどういう配慮をして入居者をお決めになっていくのか、この辺についてもお答えいただきたいと思っております。

議長(神田壽昭君) 三好市民部長。

市民部長(三好信之君) まず、再質問に係るお尋ねのうち、防犯灯の関係を私のほうからお答えしたいと思いますけれども、今回の防犯灯は土別市には大体2,500ぐらいの防犯灯があるわ

けですけれども、今回予算に上げさせてもらっていますのは、まず通学路における防犯灯の部分、これは以前から平成23年度にこども夢トークの中で通学路のところが暗いということで、市長の特別枠ということで防犯灯をLED化なり、あるいは街路灯の整備ということで、トータル28灯ほど整備して通学路の安全を確保しようという事業を行っています。

その後、昨年の子ども議会の中でも、郡部のお子さんのほうから、やはり通学路が暗いというようなお話がありました。それで、その部分を予算的に100万円なんですけれども、100万円ですら約20灯ほどは新たなLEDができるのではないかなということで新規事業として上げさせていただいております。

それで、市内全体のその2,500灯のLED化という部分につきましては、これはやはり将来的にはLEDになっていけば負担も少なくなるし長期間使えるということで、市のほうも自治会のほうも助かるということなんですけれども、まず自治会としてどれだけ取り組んでいただけるかということで、市全体のほうにつきましては24年度に防犯灯のモデル事業として、自治会のワット数が高くて電気料の負担が多い部分、それについて50灯更新していく予算をつけて、実質的に50灯を超えそうなんですけれども、そのモデル事業として取り組んでおまして、それを25年度につきましても予算を若干増やした中で対応していくということで、徐々にでありますけれども、今のところ電気料の負担の多い部分について自治会と相談しながら徐々にLED化を進めていきたいという考えにあります。

以上です。

議長（神田壽昭君） 小山内建設水道部長。

建設水道部長（小山内弘司君） 齊藤議員の家庭菜園付高齢者住宅についてお答え申し上げます。

まず1点目、場所のお尋ねがございましたが、場所につきましては多寄小学校の旧グラウンド跡地、新しくできました多寄診療所の北側のところに2カ年で施工していきたいというふうに考えておりますし、過日、多寄の自治会からも家庭菜園付高齢者住宅について設置の要望があって、場所についてもその場所をお願いしたいという要望がありましたので、地域の地元の皆様方の御要望に添えていければなという形で、この多寄小学校旧グラウンド跡地ということに決めたところでございます。

それから、入居基準ということの御質問がございましたが、たまたま多寄に決まった時点で、現多寄の公営住宅も相当古くなって建てかえの時期が来ておりましたので、これとあわせて高齢者、市長のマニフェストにあります離農しても離村しないという考え方で自治会に説明して、それから多寄地区の農家の方々にもアンケート調査をいたしました。こういう住宅を建てた場合に、この家庭菜園付高齢者住宅に入居希望があるかないかというようなアンケートもとらせていただきました。

当初我々説明した中では、高齢者住宅という名称のもとに進めていたんですが、自治会等のほうからお年寄りだけではその自治会なり、小さな棟として、地域として活性化が図れないと、ですから、お年寄りだけでなく、何世帯かは若い人たちも住んで地域の活性化が図られるよ

うな、にぎわいのあるような団地にしてほしいというお話がございましたので、この中では2カ年で、若干例えば小さいお子さんがおられるような若い御家庭、例えば3人世帯、4人世帯になるようなところについては3LDK棟を配置して若い方も何世帯か入れるようにしようということで、これについては公営住宅と同じように、まず地元の方、今多寄公営住宅に住んでおられる元農家をやっておられたお年寄りもおられるものですから、その方を入れるほかに、あいたところでは抽せん等をして入居をしていただくというような現在考え方をしております。

以上でございます。

議長（神田壽昭君） 齊藤議員。

18番（齊藤 昇君） その防犯灯のLED化の問題だけれども、今年は100万円で20灯と、こういうふうに言っておられますけれども、電気料というのは街灯とこのLED灯との関係で言えば、全体をLED化にするといふうになりますと、それだけで経費がかかるだけだけれども、電気料金なんかはどのくらいの差があるものなんでしょうか。結構明るくていいという評判でございますし、これはこれからやはり普及していくものだし、普及させていかなければならないと思いますし、その点では電気料金なんかも今の防犯灯よりも随分安いと思うのだけれども、こちら辺のことはよく自治会の皆さん方とも相談して進めるようにしていっていいのではないかなと。電気料金というのはどのくらいなものなんでしょうか。

議長（神田壽昭君） 三好市民部長。

市民部長（三好信之君） 電気料金は今ちょっと細かな数値を持っていないんですけれども、以前は電気料金については、例えば20ワットの白熱灯であっても防犯灯1個につき幾らという北電の設定だったものですから、余りLEDにしても効果がなかったという部分があるんですけれども、それが昨年か一昨年だったと思うんですけれども、LEDの普及に伴って今度更に単位を小さくした電気料金を設定していただいています。

それで、通常のワット数でいけば、7年から十数年で電気料との差で元が取れるというような状況に今なってきています。

それで、市のほうもできればLEDをどんどん進めていきたいんですけれども、1つは土別の場合、防犯灯そのものが自治会の負担で設置をしているという部分がありまして、一遍に大きな費用を自治会のほうで負担するという、今のところまだ工事料を含めて物で5万円で、工事料を含めてやはり取り付け料を含めると6万円、7万円というふうにかかりますので、自治会さんのほうでは、その部分は今のところ一遍にたくさんを取りかえるのはなかなか難しい。

ただ、中には水銀灯とか200ワット、300ワット、そこになりますとかなり電気料の差が出てきますので、そういった部分を先に取りかえたいというような自治会のお話も聞いています。

それで、先日も役員さんなんか集まったときに、今年の消費者協会のほうのお話で、LEDの会社の方に来てもらってそういった部分も宣伝しております。その後にもいろいろな追加で自治会でやりたいというお話も来ています。ですからだんだんLEDの電球も下がってくるよ

うになると、もっと市のほうも普及を進めていきたいなというふうに考えています。

議長（神田壽昭君） 齊藤議員。

18番（齊藤 昇君）（登壇） 次に、（仮称）環境センターについて質問いたします。

これまでも環境センターの建設については、議会の環境施設検討特別委員会の中でも大枠は知らされたり、これから真剣な検討課題に入っていくんだというようなところにとまっているのでございます。

1つはこれまでの検討経過と、そして自治会との協議、あるいはそこの担当というか、施設が建設される該当する自治会との協議、あるいはまた自治会からの要望はどんなものがあるのか、これまで市として正式な回答をどの程度行ってきているのかお知らせをいただきたいと思うのでございます。

そして、今も申し上げましたけれども、最終処分場についての地域の方々の要望、これはどんなふうに要望が出されているのか、この際お知らせをいただきたいと思います。

また、リサイクル施設の規模でありますとか、あるいは建てる場所でありますとか、造成計画でありますとか、こういう調査検討がどの程度なされているのか、そしてこれらは特殊な機械を除いてほかは多くの地元企業へのジョイントを組んだ発注でありますとか発注の仕方があると思うんだけれども、この点を本当に地元の企業とも初めからお話し合いをして、実際に地元の企業が対応できるかどうかも含める、あるいは大手から入ってくるとすればそれらとのジョイントの発注、こういうことも考えられると思うんだけれども、この点も真剣に考えていられるのか、この際明らかにしていただきたいと思うのでございます。

これらに対する25年度の事業の目標について、いわば総合評価委員を募って選定してこれに当たっていくんだと言われるけれども、総合評価委員の人数、あるいは選ぶ基準、人選についてはどうしていかれるのか、この際明らかにしていただきたいと思うのでございます。

さらに、今年1月に留萌の南部衛生組合が建設を進めていたクローズド型処分場が倒壊した事故のこの概要、これの原因、これはお聞きしていると思うのだけれども、これらについても概要と原因についてお答えをいただきたいのと、これらから何を教訓として学び土別の建設に生かしていくのか、この点もこれからの検討もあると思うけれども、この留萌の倒壊事故からの教訓をどうつかんでいるのかこの際お知らせをいただきたいと思うのでございます。

施設全体の完成で供用開始を28年の10月、これを目指しているということでございますけれども、これらに目指して今年どの程度の目標を持ってどこまで到達するのか、この点も最後に答弁を求めてこの項での質問といたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 三好市民部長。

市民部長（三好信之君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

（仮称）環境センター建設計画につきましては、平成23年度に一般廃棄物処理基本計画並びに循環型社会形成推進地域計画の策定を行い、24年度に建設予定地を決定し、最終処分場及びマテリアルリサイクル施設の基本計画・設計、用地測量、生活環境影響評価を実施していると

ころであります。

環境影響評価につきましては、縦覧、意見集約を8月実施の予定であります。土壌調査、大気測定、水質など各調査の速報値で問題のないことを確認しており、建設地の地元となる学田自治会に逐次報告をしているところであります。

そこで、学田自治会とのこれまでの協議の経過でございますが、昨年6月、九十九地区での建設を断念して、学田地区のほうに説明を開始いたしております。その際、自治会役員の方と施設の概要について説明をさせていただき、その後6月の中に自治会の皆さんの出席のもと再度説明会を行い、7月には施設見学会、そして更に2回目の7月に説明会を行い、8月に学田自治会から施設建設に関する要望等が出されております。最終的には9月に環境センター建設に伴う覚書を締結いたしたところであります。

その覚書の内容についてであります。地元のほうから交通安全対策、環境上の配慮、そういったものを強く要望されたところであります。

その最終処分場につきましては、地域の要望を重視し、周辺環境に配慮した被覆施設を設置するクロード型とし、汚水処理につきましては施設整備費や将来的なランニングコストの軽減を図るため、現在下水道放流による処理方式を検討しており、リサイクル施設につきましては、生ごみ分別後の予想ごみ量に対する破碎機の規模、効率的な選別ラインについて調査検討を進めているところであります。

また、これら施設の発注につきましては、最終処分場は総合評価による一般競争入札で検討いたしておりますが、地域経済を考慮し、リサイクル施設及び管理棟は地元企業とプラントメーカーのJVによる性能保証一括発注方式の指名競争入札とするほか、建設用地の1次造成及び下水道放流にかかわる工事については分離して発注し、より多くの地元企業の受注機会が得られるよう検討をいたしております。

次に、平成25年度の事業目標についてであります。

平成25年度につきましては、まず用地を取得し、敷地造成及び防災調整池を含む1次造成の実施設設計を行い、その結果により補正予算計上の上で1次造成に着手するほか、地域より交通安全上の観点から要望のある取りつけ道路のつけかえ検討のため、国道への接続について開発道路事務所と協議を進めるほか、下水道放流にかかわる污水管の橋梁添架についても国・道と協議を進めてまいります。

また、24年度から2カ年事業で行っている施設の基本計画・設計、及び環境影響評価の成果を受け、総合評価に向けた評価委員の選定、委嘱を行い、評価委員会を立ち上げ、入札方針の策定後9月に入札公告を行い、12月までに企業からの提案を受け、評価委員会の協議を経て26年3月に落札者の選定、決定を行いたいと考えております。その評価委員につきましては、学識の経験者2名を含む4名程度の構成で現在考えております。

また、お話にありました今年1月、留萌南部衛生組合が建設を進めていたクロード型処分場が倒壊する事故が発生したことから、同じようにクロード型での建設を計画している本市

においても情報収集に努めているところであります。

この倒壊した施設の概要は全体建設費約22億円、埋立面積1万6,920平方メートルで区画を4分割し、2つの建屋を移動して使用する計画で、被覆施設は固定した支柱のない鉄骨づくり陸屋根トラス構造、屋根上の積雪深3.3メートルに耐えられる構造設計を落札者である共同企業体が行ったものであります。

事故原因につきましては、現在第三者調査委員会を立ち上げ究明中ではありますが、報道によりますと先月開かれた留萌南部衛生組合議会の議員協議会の中で、説明に当たった共同企業体側から現時点で倒壊原因は設計や構造に関する社内チェックの不足によるもので、設計ミスを認める報告がなされたところであります。

このような事態を受け、本市においては基本設計を担当するコンサルタントを通じ更に事故内容の確認をするとともに、今後立ち上げる評価委員には建築鉄工構造を専門とする学識委員の選任に加え、評価項目においても積雪地での安全性など安全・安心な施設に最重点を置く評価基準等を検討する考えであります。

更に26年度以降のスケジュールについてであります。落札した企業において詳細設計を行い、その後建築確認申請などの各種申請行為を経て26年度着工し、27年度本工事、28年度残工事を実施し、施設全体の28年10月供用開始を目指して事業を進めてまいりたいと考えております。

以上申し上げて答弁いたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 齊藤議員。

18番（齊藤 昇君）（登壇） 次に、職員の採用計画について質問します。

1つはスタッフ制についてでございます。

本市のスタッフ制の導入というのは、全国的も随分早かったこともあって注目もされて、議員、あるいは自治体関係者など行政視察にも結構訪れたのを記憶しているところでもございます。

そこで、本市におけるスタッフ制の導入とそしてその総括、これはどんな成果と教訓を生んだと総括をされているのかお聞かせいただきたいと思うのです。

特にスタッフ制のメリットとデメリットについての評価、それからこのいわばスタッフ制を今後ともずっと続けるのかどうか、機構改革なんかも含めてやはり内部には昔で言う係長がいて主幹がいて、あるいは課長がいてという、そういうことなんかも、上意下達からいっても非常に行政が通りやすいのではないかと。スタッフ制ということになれば、何かもたれ合いをしてなかなかいい発想なんかが生まれなくて、責任の所在も案外はっきりしない、こういうことが職員の中からもいわば聞かれるのでございます。

それはスタッフ制であろうと、あるいは係長や課長というそういうシステムにしても、その立場立場にいる職員が市民のためにどんな行政を行っていくのか、自分はそれで飯を食っているのだからやはり相当の仕事を真剣にするんだというそういう職員観や、あるいは管理職を含

めた職員のさまざまな研修、こういうものも大事だと思うのだけれども、このスタッフ制について今後ともずっと続けていかれるのか、この総括についてこの際お聞かせをいただきたいと思うのでございます。

また、職員の年齢格差についてでありますけれども、1つは年齢構成がどういうふうになっているのか。いわば継続的な採用を行わないで余り間があき過ぎた採用になってしまうと、行政の継続性からいっても市政の進展の上からいっても余りにも間があき過ぎるのではないかと、こういう意見も聞かれるのだけれども、この点はどうかお考えでしょう。

さらに18年に策定した職員の定員適正化計画では、23年4月の目標は384名でありました。その23年の目標を28人も上回る職員の減数になったのでございますけれども、これらの理由についてどうかお考えになっているのか。意識的にそういう定数よりも減員を図っていく、財政的にも厳しかったからそういう政策をとったのか、その点はどうかお考えになっているのか。いわば28人に上る減員によって職員の仕事に支障など影響はなかったのか、あるいはこの間、時間外数の増加や有給休暇の取得の困難さがあったのかどうか、あるいは職員の労働強化につながって健康を害された、そういう職員も出たのかどうか、これらについてもどうか総括をされるのか。

やはり働きやすい職場と、市長がいつも言っている市民の中に出かけて行って、そして要求をつかんで、それを市政に忠実にスピード感を持って反映させる、それは一にも二にも管理職を初めとする市職員のそういう意欲と頑張りにかかっていると思うわけでございますけれども、この点年齢格差の問題や、あるいは随分減員になっているそういう状況についてどうかお考えなのかということと、今後の方針についてもこの際明らかにしていただきたいと思うのであります。（降壇）

議長（神田壽昭君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、スタッフ制の総括についてお尋ねがありました。

本市のスタッフ制は、お話のとおり平成8年に導入以来16年が経過しました。当時市の機構としてなじみの深かった係制を廃止し、全面的な組織の改革を断行するに至った大きな目的としては、国の地方分権改革の流れに対応するための柔軟で意思決定が迅速な組織を目指したことにあります。このスタッフ制の導入により、業務量に応じた課内異動を含め、職員の機動性が発揮しやすい環境の整備と目標の達成に向けて担当スタッフが一丸となって業務に取り組んできたところであります。

しかしながら、三位一体の改革を初め地方分権推進法の成立によって、行政を取り巻く環境も大きく変化し、自主・自立に向けた地方自治体の確立が強く求められるところとなり、住民ニーズに合致した、そして責任ある業務の推進に適した組織機構のあり方を自治体運営改革会議において検証しているところであります。

検証に当たっては、まずスタッフ制の機能状況、業務量と人員配置など15の項目にわたり全

職員を対象に調査を行いました。その結果、スタッフ制の継続については約60%の職員から継続すべきとの解答があった一方で、スタッフ制の機能に関しては、機能が発揮されていると答えたのは半数以下にとどまったところです。これは現在の約4割の職員は係制を経験していないため、双方の機能の比較が困難であったことなどが要因と考えています。

また、スタッフ制のメリットとしては、課全体の業務に携わることで連帯感が増した、突発的な事案に対しても柔軟に対応できるといった意見が多くありました。一方、デメリットとしては、主担当以外の業務は理解していないケース、指示・判断が課長職以上に偏っているなど、責任感が希薄になりがちな傾向を危惧する意見があったところです。

また、職員の提案として業務の関連性、市民サービスの向上、効率的な職員配置などの視点から、課の再編や次長及び主幹の配置などスタッフ制そのものの見直しなどの意見も寄せられたところであり、こうしたことから24年度においては一部で係制に近いスタッフ制を施行するとともに、課の統合や新設なども実施したところであり、

市の組織機構は、市民にわかりやすいものであることはもちろんのこと、責任ある仕事を遂行すること、あるいは職員の育成とあわせ職員個々の能力が最大限発揮できる体制づくりをすることが重要であることから、今後の検討に当たってはスタッフ制を見直しを中心に、本市の行政運営に最も適した組織、機構の構築を目指し、引き続き検討を進めてまいりたいと考えています。

次に、職員の年齢格差と採用計画についてであります。

現在、病院医療職を除いた職員数は355名となっており、その構成は20代が全体の21%、74名、30代も同じく21%、74名、40代が25%、89名、50代が33%、118名で、平均年齢は約41歳となっています。職員の年齢構成については50代が占める割合が若干高いものの、団塊の世代の退職以降、社会人枠を含めた職員の採用を継続してきたことで平準化は進んでいるものと考えていますが、今後5年間で67名が定年退職を迎える状況から、その後の年齢構成には再び格差が生じる懸念もあります。

そこで、職員数についてであります。平成18年に策定した定員適正化計画における23年4月の目標職員数が384名であったのに対し、計画を28名を上回る356名と大きく減員したことで、職員配置にも変化を余儀なくされている実態にあります。

これは早期退職者が相次いだことに加えまして採用の辞退等もあります。そうしたことから、職員の数が減員したというふうに考えていますけれども、特にお話のあった時間外勤務の関係でありますけれども、これは年度ごとで差異は生じてきますけれども、この5年間ぐらいを見てもみまると少しずつ増加している傾向にあるというふうに考えています。

また、休暇の取得の関係でありますけれども、これは余りここ数年間は大きな変化はないというふうに認識をいたしております。職員が減となったことで過度な負担とならないように、メンタル面も含めまして、その健康管理には留意していくことが大切だというふうに考えております。

今現在新たな計画を策定中でありませけれども、今後の行政を取り巻く状況なんかを把握しながら、業務量の推移など適正に把握しながら目標値を定めていきたいというふうに考えているところでありませ。

一方、業務的には地方分権一括法による国や道の事務が移譲されるなど多様化するとともに専門性も高まり、業務量は今申し上げましたとおり、質、量ともに増加傾向にありませ。現在5年間の計画を策定中でありませので、市民サービスの向上、あるいは市民の安全・安心の確保を基本に公共施設のあり方、今後の業務量、更には職員の健康面も十分に考慮し、バランスのとれた職員の確保を目指してまいりたいと考えているませ。

職員の採用については、社会人枠を含め年齢構成等に配慮をしながら計画的に採用することで、安定した継続性の高い行政運営となるよう努めてまいりたいと考えているませ。

以上申し上げ、答弁といたしませ。（降壇）

議長（神田壽昭君） 齊藤議員。

18番（齊藤 昇君） 終わります。

議長（神田壽昭君） 5番 丹 正臣議員。

5番（丹 正臣君）（登壇） 第1回定例会に当たり、通告に従い一般質問をするものでありませ。

初めに、指定管理者制度についてお伺いをいたしませ。

指定管理者制度が導入されて9年が経過をいたしませ。我が市においても現在15の公の施設が指定管理者制度の中で運営されておりませ。

指定管理者制度の導入の目的は、適切な競争と官民が連携することによって、民間活力を引き出すことによってよりよい質のサービス、更には安定した施設を維持するところにあると言われれておりませ。あわせて行政負担の軽減を求めるものでありませ。いわゆる公共施設の公益性、更には法人化、民営化の取り組みを促すものでありませ。私は、この指定管理者制度そのものを否定するものではありません。

そこで、2点について質問をいたしませ。

その1点は、指定管理料をあり方をどのようにして決めているのか。

平成23年度現在、23年度の決算では14の公の施設が指定管理者制度によって運営されておりませ。その指定管理料13施設、1つは当時は、今もそうなんですけれども翠月が指定管理を受けていないのですけれども、13施設で1億3,900万円の指定管理料を受けておりませ。そのことについては、施設の大小によって違うのだらうと思ひませけれども、指定管理料における決定、どのような基準があるのかお示しをいたしませたいと思ひませ。

それからもう1点は、この指定管理者の選定に当たってどのような決定がなされてきたのか。今まで全ての施設に対して5年だとか3年の契約期間なんですけれども、競争による公募等があったのか。例えば市民の中から選定段階においては出来レースがあつて今の指定管理者が選定されているのではないかという意見も聞かれるわけござひませので、今まで行つてきた14

の公の施設の選定に当たって、どのようなことでやってきたのか、全施設の説明を求めるところでございます。

また、今年度条例変更して老人福祉施設の指定管理者制度の中で来年度から始まります。それは現在の桜丘荘を含めた3施設であります。これは24年度の決算見込みでは9,900万円の収支不足、これは会社で言えば赤字でございます。そのことをどういように説明をしながら、行政負担を圧縮しながら、更には利用者及び家族の安心と信頼を高めながら施設者を選定するのかどうなのか。

市民からは指定管理者制度について間々間違っような判断をされる場所があります。それは指定管理を受ける会社は、営業努力をしても赤字になってもそのものを持っているのは行政なんだから、行政が最終的な負担をするのだろうさ、そういうことであります。

特にこの3施設については、生命や健康を守るという大事な施設でもありますので、計画どおり進まなければ、今言ったような状況で市の行政負担が増えるような感覚があるのですけれども、それがどうなのかということでございます。

また、今年4月1日から川西のバイオマスセンター、バイオマス施設が始まります。これは私どももそうだったんですけれども、JAが引き受けてくれるだろうという想定のもとでつくった施設でございます。しかしながら、当面市が直営でやるということでございます。

このことについては、先ほどから言っているように今土別市は行政負担のスリム化を図るために、一方では条例改正をしながら指定管理者制度を進めようとしておりますけれども、4月から始まるバイオマスセンターについては直営という整合性のとれていない運営がなされているというように私は認識しております。その点についてもきちんとわかりやすく説明を求めます。

次に、職員給与の見直しについては、先ほど小池さんからありましたのでおおむね回答はいただいたものとして取り下げをいたします。あわせてTPP問題についても、これまた小池さんが質問されましたので、私なくなつたのですけれども、市長の考え方で言えば緊張感を持ってこの14日に集会・大会を開くということでございますので、このことを了として、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（神田壽昭君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 丹議員の御質問にお答えいたします。

初めに指定管理料の設定基準についてであります。

指定管理者の選定に当たっては、副市長を委員長として設置する指定管理者審査委員会において、候補者から提出された事業計画書や収支予算書など関係書類等をもとに、施設運営において市民の平等な利用の確保、施設管理運営を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及びその能力など大きく5項目について審査し、総合的に判断した上で選定しているところであります。

その中で、御質問にございました指定管理料の額についてであります、一定の基準は設け

ずに新規選定の場合は制度導入前の施設に係る人件費や委託料との比較検証、最低賃金が守られているかなど支出の積算根拠について審査するとともに、利用料収入のある施設におきましては、利用見込み者数の積算が的確であるかなどを審査しているところであり、再選定する場合においては、これらに加え実績や事業方針を十分に検証しているところでもあります。

現在、多寄医院を加え15の施設を指定管理している状況にありますが、丹議員お話のあった翠月については必要な支出経費を上回る利用料収入があるため、指定管理料を見込まず運営ができる状況にあります。

また、日向保養センターについても利用料収入のみによる運営ができる見込みとなっているところでもあります。

ただいま申し上げた以外の13の施設につきましては、利用料がない施設や、利用料だけでは収支不足となる状況にあり、指定管理料を積算する中で運営に当たっているところでもあります。

次に、公募による指定管理者の選定状況についてであります。本年2月から指定管理による運営とした多寄医院については、本市では初めて公募を実施したところであり、その結果については1団体からの応募のみといった状況となり、その内容を審査した上で選定したものであります。

次に、老人福祉施設やバイオマス施設など公の施設における指定管理者制度導入についてであります。

まず、老人福祉施設における民間活力の導入については、現在多くの民間事業者が福祉事業に参入している状況の中、利用者から信頼され、より質の高いサービスの提供と安定した運営を継続するためには、専門職としての資格やノウハウを有する職員の確保と民間事業者ならではの手法が不可欠であり、財政健全化の上でも重要な課題との考えから、指定管理者制度の導入が必要であると判断したところであり、今後指定管理者の選定に当たっては、この趣旨にのっとりながら十分な効果が発揮できるよう検討してまいりたいと考えております。

更に、老人福祉施設や医療施設の指定管理の期間については、生命や健康守るという極めて重要な施設であることから5年という長期の指定期間を設定することにより、安定した運営体制が可能となり、利用者やその家族が安心して利用できる環境を整えてまいりたいと考えており、指定管理者制度を導入することで行政負担が増大することがないように努めてまいりたいと存じます。

また、バイオマス施設を含めた今後の公の施設への民間活力の導入につきましては、自治体運営改革会議において各施設の設置目的がより効果的、効率的に達成されるよう、また多様化する住民ニーズに柔軟に対応できるよう、本市経済情勢や雇用情勢、地域性にも配慮し、引き続き調査検討を重ねてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 丹議員。

5番（丹 正臣君）（登壇） 1点だけ再質問させていただきます。

今言われたような基準の中で出されているということについては、いろいろな審査をしながらというのはわかったんですけども、これは市民が心配するのは先ほどもちょっと触れたのだけれども、収支が合わなくなったときに、私も13施設の収支状況は見ているんですけども、マイナスになったときには応分の、その年度で負担するという事で理解している人が多いのだけれども、そういう理解でいいのだろうか。例えばその会社にしてみれば赤字だったから、内部留保も何もなくて突発的な支出や何かが出たときに、そういうときの市の応援というのはどの程度まで見込まれるのか、そのことについてお尋ねしておきます。（降壇）

議長（神田壽昭君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 再質問のほうにお答えをさせていただきます。

指定管理料の算定については、先ほど答弁の中であるとおりであります。

そこで、丹議員のほうで御心配をいただいていますマイナスになったときの対応でありますけれども、例えば今年のようにガソリン代が急激に高騰したとか、灯油代も同じなのですが、そういうふうな状況等々事情がかなり変わったという場合には、リスク分担の取り決めをしていますので、その中で手当てをしていくという考え方になります。ただ、特に指定管理料を算定した段階と状況が変わっていないけれども単に赤字になってきたということについては、これは初めの指定管理料の中で経営をしていただくということが原則ということになります。

以上です。（降壇）

議長（神田壽昭君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 3時05分散会）